

第六十四回国会 衆議院 内閣委員会議録第三号

昭和四十五年十二月八日(火曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 天野 公義君
理事 伊能繁次郎君 熊谷 義雄君
理事 佐藤 文生君 坂村 吉正君
理事 塩谷 一夫君 理事 大出 俊君
理事 伊藤惣助丸君

阿部 文男君 伊藤宗一郎君
加藤 陽三君 笠岡 喬君
辻 寛一君 中山 利生君
堀田 政孝君 上原 康助君
木原 実君 佐藤 観樹君
横路 孝弘君 鬼木 勝利君
山田 太郎君 受田 新吉君
東中 光雄君

出席政府委員

法務大臣 小林 武治君
法務大臣官房長 安原 美穂君
法務省入国管理局長 吉田 健三君

委員外の出席者

法務大臣官房会計課長 伊藤 榮樹君
法務省民事局長 川島 一郎君
法務省矯正局長 羽山 忠弘君
通商産業大臣官房審議官 磯西 敏夫君
建設省都市局技師 三宅 正夫君
内閣委員会調査室長 茨木 純一君

委員の異動

十二月八日

辞任

笠岡 喬君

補欠選任

石井光次郎君

第一類第一号

内閣委員会議録第三号

昭和四十五年十二月八日

同日
中山 利生君 岸 信介君
辞任 石井光次郎君 補欠選任
岸 信介君 笠岡 喬君
中山 利生君

十二月七日

国家公務員の定員外職員的全員定員化等に関する請願(米原和君紹介)(第一号)
旧軍人に対する恩給改善等に関する請願外八件(相川勝六君紹介)(第四二二号)

同外一件(伊能繁次郎君紹介)(第四三三号)
同外十四件(大久保武雄君紹介)(第四四四号)
同外四十九件(大坪保雄君紹介)(第四五五号)
同(大野市郎君紹介)(第四六六号)
同外十六件(加藤常太郎君紹介)(第四七七号)
同外三件(木村武千代君紹介)(第四八八号)
同外一件(塩谷一夫君紹介)(第四九号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第五〇号)
同外八件(高島修君紹介)(第五一号)
同(渡海元三郎君紹介)(第五二二号)
同外一件(中川俊思君紹介)(第五三三号)
同外二十四件(中山利生君紹介)(第五四四号)
同外一件(原健三郎君紹介)(第五五五号)
同(福田篤泰君紹介)(第五六六号)
同外八件(松澤雄蔵君紹介)(第五七七号)
同外十四件(三ツ林弥太郎君紹介)(第五八八号)
同(山下元利君紹介)(第五九九号)
同(山村新治郎君紹介)(第六〇〇号)
同外十二件(渡辺肇君紹介)(第六一〇号)
同外一件(足立篤郎君紹介)(第六二〇八号)
同外二件(池田清志君紹介)(第六二〇九号)
同(宇田國榮君紹介)(第六二一〇号)
同外十二件(宇野宗佑君紹介)(第六二一一号)
同外六件(江藤隆美君紹介)(第六二一二号)

同外十二件(大橋武夫君紹介)(第一一三三号)
同外九件(加藤陽三君紹介)(第一一四四号)
同外二件(田川誠一君紹介)(第一一五五号)
同外一件(田村元君紹介)(第一一六六号)
同外四件(坪川信三君紹介)(第一一七七号)
同外二件(葉梨信行君紹介)(第一一八八号)
同外二十五件(藤本孝雄君紹介)(第一一九九号)
同(松野頼三君紹介)(第一二〇〇号)
同外二件(三池信君紹介)(第一二一一号)
同外三十九件(森下國雄君紹介)(第一二二二号)
同外三件(山口敏夫君紹介)(第一二三三三号)
同(赤城宗徳君紹介)(第一二七六号)
同外三十一件(大竹太郎君紹介)(第一二七七七号)
同(大橋武夫君紹介)(第一二七八八号)
同外三件(北澤直吉君紹介)(第一二七九九号)
同外五件(河本敏夫君紹介)(第一二八〇〇号)
同外二件(小島徹三君紹介)(第一二八一一号)
同外十六件(佐伯宗義君紹介)(第一二八二二号)
同外八件(権名悦三郎君紹介)(第一二八三三三号)
同外三件(千葉三郎君紹介)(第一二八四四四号)
同外十五件(塚原俊郎君紹介)(第一二八五五五号)
同外一件(渡海元三郎君紹介)(第一二八六六六号)
同外六件(床次徳二君紹介)(第一二八七七七号)
同(中島茂喜君紹介)(第一二八八八八号)
同外二件(丹羽喬四郎君紹介)(第一二八九九九号)
同外二十三件(野中英二君紹介)(第一二九〇〇〇号)
同外一件(原健三郎君紹介)(第一二九一一一号)
同外十四件(増岡博之君紹介)(第一二九二二二号)
同外六件(山下徳夫君紹介)(第一二九三三三号)
靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(相川勝六君紹介)(第六二二二号)
靖国神社の国家管理反対に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第六二三三三号)
同(佐藤観樹君紹介)(第一二二五五五号)
同(青柳盛雄君紹介)(第一二二四四四号)
同(浦井洋君紹介)(第一二二五五五号)

同外二件(大出俊君紹介)(第一九六六号)
同(小林政子君紹介)(第一九七七七号)
同(佐藤観樹君紹介)(第一九八八八号)
同(田代文久君紹介)(第一九九九九号)
同(谷口善太郎君紹介)(第二〇〇〇〇号)
同(津川武一君紹介)(第二〇〇一一一)
同(寺前巖君紹介)(第二〇〇二二二)
同(土橋一吉君紹介)(第二〇〇三三三)
同(林百郎君紹介)(第二〇〇四四四)
同(東中光雄君紹介)(第二〇〇五五五)
同(不破哲三君紹介)(第二〇〇六六六)
同(松本善明君紹介)(第二〇〇七七七)
同(山原健二郎君紹介)(第二〇〇八八八)
同(米原和君紹介)(第二〇〇九九九)
滋賀県の寒冷地地是正に関する請願(山下元利君紹介)(第六四四号)
元満鉄職員の恩給等通算に関する請願(寒川喜一君紹介)(第六五五号)
同外一件(永末英一君紹介)(第六六六六号)
同外三件(山下元利君紹介)(第六六七七号)
同外二件(砂田重民君紹介)(第六二二四四号)
同外一件(永末英一君紹介)(第六二二〇〇号)
同和对策の確立に関する請願(正示啓次郎君紹介)(第六六八八号)
一世一元制の法制化に関する請願(相川勝六君紹介)(第一〇七号)
職務関連障害の旧軍人軍属に傷病恩給支給に関する請願(田中伊三次君紹介)(第二六〇〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横路孝弘君。

○横路委員 小林法務大臣には連日公害罪の御審議でたいへんだろうと思いますが、きょうは簡単に少し二、三点だけをお尋ねしたいと思います。

この設置法の中で、関連いたしまして出入国管理の行政についてお尋ねをしていきたいと思うのですが、その前に基本的なことについて一点、二点法務大臣にお尋ねしたいと思います。

一つは、監獄法の問題ですけれども、ことしの五月六日のこの委員会で、法務大臣、ぜひ監獄法の改正をやりたい、できれば次期通常国会までにはこの案を作成したいという御答弁があつたわけですが、現在までこの作業についてどういふ方向で進められているのかどうか、その点について最初にお尋ねしたいと思います。

○小林国務大臣 ただいまのお話につきまして、はい、まあお話のような態勢で作業を進めております。

○横路委員 これは次の通常国会も間もなくですけれども、その段階で出せるのですか。

○小林国務大臣 私はそのつもりで事務当局を督促して、事務当局もそのつもりでやっておりますと聞いております。

○横路委員 この問題は、大正十一年以後、いままで十数回にわたって改正の作業というものは進められて、戦後においても四、五回いろいろな案そのものができ上がっているわけですが、それから、五月の段階からいまままで、いろいろそれは中で調整しなければならぬ問題もあるでしょうけれども、これはやろうと思えばすぐできることだと思ふのです。そんな意味で、通常国会も間もなくと思ふと思いますけれども、ぜひ改正の方向でひとつお願いしたい。

それからもう一点、少年法の改正の問題なんですけれども、これは法務省のほうで非常に強引に法制審議会のほうに諮問をされたわけですから、これからの動きは法制審議会のほうの答申待ちということだろろうと思ふのですけれども、この答申について、時期はいつごろになるのか。この点について、特に答申の時期について何か法務省として注文をつけた点があるのかないのか。その辺の経過について御報告いただきたい。

○小林国務大臣 いまの監獄法の問題でございますが、これは法制審議会に付議しなければならぬ。ですから、これは、二月くらいまでに国会に提出しなければ、この国会に出した、こういうことになりませんから、そのつもりでいま日程表を組んでやっております、こういうことでございます。

○横路委員 それで、いまお尋ねしたのは少年法の改正のほうの問題なんです。問題が移りましたけれども、この少年法の改正、法制審議会のほうにかけられていますね。答申を求めてかけられておるので、一応その審議会の答申待ちということだろろうと思ふのですけれども、この答申の時期、少年法の改正についてはどのくらいの時期になるのか。この答申の時期について何か法務省として急げとか何かというふうな意味で注文をつけたのか、その点はどうですか。

○小林国務大臣 私は、これをお願いするとき、大体一年ぐらいいつとお考え願いたい、そういう、ばく然といえはばく然であります、一年くらいでひとつお願いしたい、こういうことではあります。

○横路委員 さて、そこで、出入国管理の行政について少しお尋ねをしてみたいのですけれども、現在はこれは出入国管理令によって、ある意味では全く法務省の自由裁量のもとに、ほしいままの行政が行なわれているという感じなんです。この問題も、これはやはり監獄についての取り扱ひと同じように、憲法とか刑事訴訟法というこの人権保障の規定なんというものは全く無視されている。これは大村取容所の中でも、取り扱ひそのほか見ても、明確だろろうと思ふのです。

そこで、出入国管理法について、昨年の国会に政府は提出したわけでありまして、これも内容的にはやはり憲法や刑事訴訟法のいわば人権保障の規定というものを無視した法案であつたために結局成立しなかつたわけでありまして、この辺の取り扱ひについて、政府としてどのようにお考えになつておられるのか、その点からお尋ねをしていきたいと思ふのです。

○小林国務大臣 これは前回もいろいろの議論をいただいたわけですが、今度の法案を提出するにございましては、いろいろ手直しその他もいたして、あらためてお尋ねをします、こういうことになつておられますが、いろいろ御議論をいただいたような点については注意をしております、こういうこととさせていただきます。御期待に沿うか治わぬか、これは別問題として、ああいうこともよく十分に参照して立案をしております、こういうこととあります。

○横路委員 そうすると、これも、出入国管理法案という形で国会に提出される、法務省のほうの、そういう御意思というか、それはあるわけですか。

○小林国務大臣 次の通常国会に提出したいと考えております。

○横路委員 そこで、この法律案についてはいろいろ議論があつたわけですね。いまその議論を踏まえて修正をした上で何かお出しになりたいというふうな御答弁だと思ふのですけれども、どこをどのように修正しようとお考えになつておられるのか。そのポイントだけでけっこうですから概略お答え願いたい。これは局長のほうからでもけっこうです。

○吉田(健)政府委員 実は百数条にわたる膨大な条項でございまして、現在法制局その他関係官庁多岐にわたつておりますので、協議中でございます。決定的にどこがどうなるか、懸案になつておる点がございます。それが済み次第発表したい、こういうふうな考えでございます。

○横路委員 しかし、いまの大臣の御答弁ですと、通常国会には出すというわけでしょう。これはもう今月の二十六日から始まるわけですよ。そうすると、どこがどうかということではなくて、大体もうそれはどこをどうするかというポイントというものは、従来の議論から見ると明らかだろろうと思ふのですけれども、大体それは煮詰まつておられるわけでしょう。だからどこをポイントとしてとらえておられるか。そのくらいはもう明らかにされた方がいいんじゃないですか。

○吉田(健)政府委員 ただいま申しましたように、こまかいところは最終的に煮詰める段階に入つておりますが、十分通常国会までに間に合うということを目途に作業を進めております。

御指摘の重要なポイントにつきましては、すでに従来論議された点を、いま大臣から御答弁がありましたように、そういう諸点を十分勘案して煮詰めておる、こういうこととさせていただきます。

○横路委員 それじゃお答えになつていないのです。従来から煮詰めてきたポイントは何か、こういうことなんです。ポイントをもっと明らかにしていただきたい。

○吉田(健)政府委員 従来の管理令が船舶を主体にした古い時代の出入国管理令でございますので、ジャンボジェット機の近代の国際交通の盛んになつた時勢に合うようにしようというのが第一ポイントでございます。多量の入国者、外国人が参りますが、これに対する入国の簡素化、合理化というのをやろうという手直しが第一点でございます。

第二点は、そういう人が入ってくる結果、従来よりも日本に入る外人の数が、ある程度自由になつて多くなつたので、そういう不良外人の不良活動の防止という問題がどうしても重要な一わが国益に沿うようにやつていかなければならないという意味の制限規定をどうするかというふうなところが、現在のところでは一番重要な視点かと思ふのです。

○横路委員 それはもう要するに改正の趣旨なわけです。それじゃほんとうはやはりお答えになつていないわけですね。従来から刑事訴訟法に基づ

いろいろな弁護人の立ち会い権、そのほか全部含めて強制捜査の場合どうするか、いろいろ人権保障の面から議論されていたポイントがあるわけでしょう。ほんとうはその点についてお答えを願いたいわけですが、いざ法案が出てきた段階で議論していくこととして、入管行政の中で私常々ふしぎに思っていたのは、特別在留許可と仮放免というものが一体どんな基準で行なわれているのか。いろいろ知っているケースを当たってみると、こんなのはおぼろげに思っているわけでもない。特別在留許可がおりたりしているわけでもない。その点でふしぎに思っていたところ、ことしの十一月九日の朝日新聞の夕刊によると、東京入管事務所汚職事件というものが報道されているわけですね。東京入管事務所の特別審理官をやっている三浦大助というものが収賄が逮捕された。これは起訴されたようでありませうけれども、この事件についてちょっと概略御報告いただきたいと思ふ。

○吉田(健)政府委員 たいま御指摘の東京入管管理事務所勤務の入国審査官が汚職事件を起こしましたことはまことにわれわれとしては遺憾に思ふ次第でございます。本件はこの入国審査官が外国人の強制退去についての違反審査、口頭審理及び異議の申し立てというこの三段階の手續に關するいろいろな事項の処理に關しまして、これを担当しておいたわけでございますが、その立場を奇貨といたしまして、昭和四十三年の五月三日ごろ及び同年九月十六日ごろの二度にわたり自分の担当した事件の容疑者である朝鮮人からそれぞれ十万円及び五万円のわいろを受け取ったという問題でございます。法務省におきましては十一月十一日付で同人を懲戒免職処分にした次第でございますが、なほ同人はその翌日十二日東京地裁に起訴された、こういふ経緯でございます。今後はこういふ職員の綱紀自粛に鋭意努力いたしまして、二度とこういふ不祥事が発生しないように指導監督を強めていきたいという所存でございます。

○横路委員 この事件について、一体どこにこう

いう事件が発生する原因があるのか。それは責任者としてどのようにお考えになっておりますか。

○吉田(健)政府委員 外国人の強制退去に關する手續の処理というものは非常に微妙な問題でございます。そういう立場を利用してわいろを取るというふうなことで誘惑を受けるおそれが潜在的にはあり得るのでございます。この同人の場合には、もう定年が近いし、行く末の不安を感じ、またいろいろな生活上の問題があつて、つい誘惑につられて五万円、十万円を取つたようでございますが、それはそれとしまして、絶対そういふことの起きないようには、誘惑に負けないようには、私たちがとして、鋭意職員の自粛、綱紀の肅正ということに繰り返し努力しておる次第でございます。

○小林国務大臣 これはやはりそれぞれの公務員本人の心がけの問題も大事でございますし、それからしてお話のように自由裁量の余地が相当ある。その裁量が一人の人にまかされておる、こういうふうなところにも不用意なところがある。したがつて、これらの裁量がただ第一線の一人一人の自由裁量でなくて、もう少しチェックする方法が、これは問題が、最初に横路委員がお話のように、自由裁量の余地が多いことが結局そういうところにつながらやすい素地がある、こういうふうに私は思ひます。

○横路委員 私のほうも、その質問にお答え願ひたかつたのは、要するに大臣のようなお答えを実は期待をして質問をしたわけですが、大臣に比べて局長さんあたりちょっと問題意識が少しないのじゃないかというふうな感じをいま受けたわけがあります。そこでいま自由裁量だというお話しがありましたが、これも管理令の五十条によると、これは法務大臣の権限になっておるわけですね、これは法務大臣の権限になっておるわけですね、これは実質的にはいま特別審理官の三浦という収賄で起訴された人——そうすると、実質的には特別在留許可というのをどの段階でこれはきめて

おるわけですか。

○吉田(健)政府委員 特別在留許可は管理令の五十条によりまして、法務大臣がこれを許可するといふことになっておるわけでございます。

○横路委員 それはもちろん知つてお尋ねしたわけなんです。実質的にはどこでやっておるかということなんです。これは特別審理官や主任審査官の段階でやるのか、あるいは法務大臣のもとに何か特別審査会みたいなものがあつてそこでやっておられるのかということなんです。

○吉田(健)政府委員 ことが足らなくて失礼いたしました。

第一線で、審理官が違反調査、退去の強制すべき事実があるかどうかという違反事実調査からいろいろな手續を経てきて、本人が異議申し立てをして、特別在留許可を願ひ出した場合に、本省におきましてこれを全部審査いたしておられます。したがつて、本省におきましては私たちが以下關係者が集まりまして大臣を補佐して、特別在留許可が適當であるかどうかということも多くの人數で各方面から見つておられますから、一人の人の単独の態度でもって許可になる、そういう仕組みにはなつておりません。

○横路委員 そうすると、この三浦という審理官、これは特別在留許可すべきかどうかというふうな決定の會議には参加してないのでしょうか。

○吉田(健)政府委員 参加していません。

○横路委員 そうすると、本省においてそういう許可をやつていられると言われたいけれども、どういふメンバーでやられておられるのですか。

○吉田(健)政府委員 裁決諮問委員会という、実は非公式に大臣を補佐する内部の組織をつくつておりました、これに入管当局の私以下首脳部が全員参加して議を尽くして決定いたしておりました。

○横路委員 その首脳部というものは、たとえば局長以上とか何とかという、そうして何人くらいなんです。

○吉田(健)政府委員 局長、私、次長、各課長全員、それから参事官という構成でございます。人數としては合計九名でございます。

○横路委員 そうすると、特別審理官というのは実質的には何も権限はないわけですね。実質的にはその九名で全部処理されているわけでしょう。

○吉田(健)政府委員 第一線におきまして、なまなましい現実の違反調査をやりまして、報告が出てくるわけでございます。その各段階に相應して意見を具申しつてまいります。その過程におきまして、特別審理官は特別審理官として、本件については許可したほうがいいと思ふ、あるいは許可する必要がないと思ふ、そういう意見具申はしてきますが、審理官一人ではございませぬので、大体四名くらい各段階の手續の段階に見合った關係者がそれぞれの意見を獨立の立場で自由に意見具申しつてまいります。

○横路委員 そこで、いま裁決諮問委員会ですか、九名でやつておられるということなんですけれども、その基準ですね。特に朝鮮の人たちの場合はいろいろなケースがあるから基準といつてもむずかしいかと思ふのですけれども、しかしこれは非常にたくさんあるケースを処理されてきているわけでしょう。そうすると、おのずからそこに基準というものがあつておられるのですか。これは内部的に何か基準というものがあつておられるのですか。

○吉田(健)政府委員 事の性質が個人の状況、情状を見てきめていくことであり、また個人の、昭和何年に密入国してきたかという当時の状況というものが年々変わつておられますし、国内情勢も國際情勢も変わつておられますから、はっきりした基準というものはつくつておりません。しかし、議を尽くしている間に、大体、長年にわたつて、日本に密入国した時期が古いとか、それから乗行が善良であるとか、あるいは何らかの意味において、同じような状況でありまして、一人の人は日本の社会に密入国はしてきたけれども、前非を悔いて一生懸命貢献しているとか、そういう複雑な事情を全部検討いたしました結果、本人は特別在留許可に値するあるいは値しないという結論を出しておる次第でございます。

○横路委員 これは外国人にとっては非常に重大な問題なわけですね。強制送還されるかどうかというところで、この在留許可をもらえるかどうかというのはほんとうに一身にかかわる重大な問題なわけですね。ところが、私も弁護士をやつて、いろいろ強制送還なんかのことで話を聞いてみますと、従来からいろいろな話がある。こういう席ですからあまり申し上げるのは差し控えたいと思ひますけれども、それは局長さん十分御承知のことだろろうと思ひます。たとえば増山登という元本省の入国管理局の審判課長さんですね。つまり行政事件の、強制送還の執行停止事件、これはあちこちで証言をやられておられる。その証言なんかを見てみますと、たとえば韓国領事あるいは公使等が入管にしよつちゅうやつてきて、そして個人的な関係の特定人物とかあるいは変な前科がたぐさんあるような人間についてまで強制送還させぬように特別な配慮をさしてほしいというふうなことで、いろいろなことでしよつちゅうやつてくるということがありますね。やつてきてどうだということとは証言されておられませんが、やつてくるという事は証言されておられる。そして、いろいろなケースに当たつてみると、やはりわれわれとしても首をかきつけたくなるようなそういう事例というのがあるわけですよ。増山さんという人の証言は、たとえば昭和四十三年(行ウ)百九十二号、昭和四十四年九月十八日の証言なんかお読みになつてみると、この人はたしかいまも現職の検事じゃないかと思ひますけれども、あるいはやめられたかもしませんが、そういう人の証言にそういう発言が出てくるという事自体、これはほんとうに自分の一身上の問題として強制送還されるかどうかというところで在留許可がほしいという者の立場からするとやはり大問題。しかもその基準が明確でなくて、非常に責任的地位にある人がこういう証言をなさるといふことになる、やはりそこに不安といふものをわれわれ感じざるを得ないわけですね。いま御答弁があつたようにケース・バイ・ケースだといふのはよくわかるわけ

す。よくわかるけれども、しかし、ケース・バイ・ケースだからといって、非常にたくさん前科があつておかしな犯罪ばかりやつていふような人間についてまで在留許可を出しているようなケースを見ますと、やつぱりそこに何かあるのじゃないかといふ世間一般のうわさといふものも信じたいなるわけですね。だから、その辺のところではやはりある程度の基本となるべき基準ぐらひは、いままでずっと相当な件数を取り扱つてきておのずからそこに累積といふのがあるわけですから、基準の設定といふのはあると思ひます。その辺のところをやはり基本的な方向なり姿勢なりといふものだけでも明らかにすべきじゃないかと思ひます。いかがですか。

○小林国務大臣 一番最初の審査に当たつる者の報告がわりあいに重視される、こういうことは当然でありまして、そのために多少でも手心を加えるとかなんとかいふ余地が第一線の方にある。しかして、裁決の委員会がありまして、具体的に自分が出向いて個々に調査するなんといふことはなかなかできませんから、その際に一番重く見られるのは最初の報告書だ、こういうところにある。ろの問題が出てくる余地があります。したがつて、裁決委員会にしても場合によつたらその先ほらまで調査する、こういうふうなこともこれら考へなければならぬと思ひますし、全体として今度の事件といふのは私非常に変なことば言へばよかつた、これが出入国管理する人にとつての非常に大きな反省の資料になつた、こういうふうらに考へておられます。

それからなお、いまお話しのように、もう長い間取り扱つておるから全体を通じて何か最大公約数みたいなものが出やせぬか、私もそういうふうらに感じます。そういうものが出るのじゃないか。だから、そういうふうなものもこれからひとつ検討してやつぱりある程度何かよりどころをつくるといふことがこの問題の適正を期するために私も必要であると思ひますので、いま御提案のようなことはひとつすぐにでも私これから検討させてい

きたい、こういうふうらに考へておられます。

○横路委員 この事件よかつたとおつしやいますけれども、前に大阪の入管でもやはり汚職事件、これよりちょっと規模の大きいのがすでにあるわけですね。すでにあるわけですから、そういう意味で肅正という立場からせひ考へていただきたいと思ひます。

そこで局長のほうにお尋ねしますけれども、強制送還に伴う執行停止の事件ですね、強制事件といふのはいま何件ぐらひかかっていますか。

○吉田(健)政府委員 行政訴訟に現在案件となつておりますのは八十三件あります。まだそれを争つていられるわけがありますが、そのうち何件が執行停止になつていられるか、ちよつとここに資料がございませぬので……

○横路委員 そこで、どういふケースで在留許可がおけるのかどうかといふことは、実はわれわれ外から見るとわからぬわけですね。個別に当たつてはどうかとつてみないと、おけるかおらないかわからないわけですね。そこで、前から私資料を請求してはいるのですが、「入国管理月報」といふのをあたりのほうで出しているでせう。その中でどういふケース紹介といふのははされていられるわけですよ。これを資料として出してほしいといふのに、これはいつ頼んでも断られるのです。が、その辺の事情と、できればやはりこれは一年間分ぐらひ出していただきたいと思ひますが、どうですか。

○吉田(健)政府委員 入管月報は、われわれ部内の関係者の勉強のための参考資料といふことで出しておりますので、部外の方へそれぞれ組織には、部内の必要参考資料と、対外的に出してはいるものと思ひますが、その意味で、私のほうは従来一度も出しておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○横路委員 しかし、中にあるいは、いろいろなケースの紹介が主ですよ、最近どうなつていられるかわかりませぬけれども、それなら何も部外秘なんといふ書類じゃないんでせう。これから出入国

管理法案が次の国会に出されるというふうら意味では、入国管理行政といふのはもう少し、これもやはり法務大臣、監獄と同じように明らかにされてない、秘密に行なわれている面が非常にあります。だから、そういう資料をもう少しわれわれに出してこの場で議論するといふことでなければならぬと思ひます。国会議員にもこういう資料を全然出さぬ——これは別に極秘書類じゃないでせう。かまわぬんじゃないですか。どうですか。

○吉田(健)政府委員 ただいま御指摘の入管月報の中に書いてあります資料は、係争中のものがあるわけですが、わがほうがそれに対してどう考へておるか、どういふ調査をして、何をどういふふうらに取り計らうかといふ訴訟をやつておられます一方の当事者として、手のうちが書いてあるわけではございまして、これを発表するといふことは、弁護士の方から見ると、非常に必要でせうけれども、私のほうから見ると、まことにぐあいの悪いといふ立場にございまして、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○横路委員 別に私はいまそういう事件はやつてないですよ。ただ、いつも感ずるのは、法務省といふのはともかく秘密主義で困る。しかも、秘密主義でいいことをやつているのならいけれども、どうもあちこち窓からのぞいてみると、あまりいいことをやつていないといふ感じがするわけですよ。

そこで、大臣、できるだけやはりこういう問題は明らかにして、その議論をしていくべきだといふふうらには考へるわけですが、前から私には、どうも法務省といふのは、ともかく資料請求しても全然出さない。そうすると、われわれは、ほかのいろいろなルートでさがして何かどこかにないかといふことでさがし回らなければならぬといふことになるわけですね。そうじゃなくて、正々堂々と議論する意味で、こういう資料といふのはできるだけ明らかにするべきだと思ひますけれども、どうですか。

○小林内務大臣 それはもう明らかにしたほうがいいと思います。

ただ、法務省という役所の一つの特質というか、昔からの一つの雰囲気を持っておる。それからして、全体としてやはり内緒にしなければならぬような事件を多く扱っているわけでございますから、なかなか御要望に沿えない。しかし、役所としては、できるだけ選択をして、世間に知らせるものは知らせる、こういうふうな態度を私はとるべきだ、かように思います。

なお、出入国管理令そのものが、御承知のようにこれはポツダム政令で、戦後は終わっていないなどという、まだちゃんここに戦後が残っている。そういう混乱というか、ごたごたの際にできた政令である。その後またこの所管が外務省から法務省に移ったりして、人的構成その他においても、まだなかなか安定性がない。いろいろな事情がこの行政については回っておるというふうな方向にできるだけ持っていかなければならぬというふうに考えます。

○横路委員 出入国管理令の問題は、ポツダム政令が残っているかどうかということじゃなくて、この規定がやはり憲法とか刑事訴訟法の人権保障という面から見て問題があるのだ。だから変えようというならわかるのですよ。これはポツダム政令だから云々ということではないわけですよ。

そこで、ちょっと数字を教えていただきたいのですが、特別在留許可の人員ですね。これには戦前から引き継ぎ日本に在留しておいて、二十四条違反でこの許可をもらっている者、それから戦後不法入国——不法入国といってもいろいろなケースがあるわけですよ。在留許可等があるわけですが、二つに分けて、大体どのくらいの人数になるのか。いまお答えになれないければ、あともう一つ、こうでございいますから、これを資料としてひとつ出していただきたい。

○吉田(健)政府委員 いま正確な資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお手元にお届けいたします。

○横路委員 もう一つ、これはこれから議論していく朝鮮籍書きかえの問題と関連してくるわけですが、一九六六年の一月十七日以降現在までに、在留許可を受けた者の数、そのうち韓国籍、朝鮮籍というのは一体どのくらいになっておるのか。さらに特別在留許可を受けた者のうち永住権の申請をした者が何人あるのか。これもすぐ統計としておわかりになると思いますので、これも資料としてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○吉田(健)政府委員 後刻お届けいたします。

○横路委員 そこでもう一つ具体的なケースについてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、パラ・パイさんというアメリカから来ている女性ですね。これはよく御承知だろうと思うのですが、このケースについてお尋ねしたいのですけれど、東京地裁でこのパラ・パイさんが負けて、東京高裁のほうで一応勝ったということになっているわけですよ。このケースの経過についてやはり最初に簡単に御報告をお願いしたいと思います。

○吉田(健)政府委員 パー・パイというアメリカの女性でございますが、日本に観光客として入国いたしました。観光も相当やったようでございます。けれども、その片手間か、そつちのほうでだんだん中心になったようですが、岩国その他米軍の基地に行きまして、反戦運動というか、米軍の兵士に働きかけて脱走あるいはベトナム戦争反対等を勧告する——これは本人の信念でそういう活動に従事したということになっておるようでございます。観光であれば観光客としての行動をしてほしいというのが私たちのためでございますが、そのうち、本人は期限が切れまじつて沖繩へ行きまして、もう一度舞い戻って、再び観光客として日本に入りたいということを申し出たわけでございますが、私たちのほうでいたしましては、本人は、観光客としての活動でないこと

を主としてやっておるのではないかと。しからば、それは違うのではないかとということで問いたたしましたところ、本人は、実は反戦運動をやるのだということをお申し出たので、それでは困るといことで、上陸を拒否したわけでございます。これは、私たちとしては、当然合法的に法に従って拒否したわけでございますが、その結果、外国人が日本に入れるか入れないかはあくまで日本の主権行為でございます。日本が不都合だと思ふ人を入れないなら義務はないわけでございます。入りますが、日本に入らなくても困るという結論である以上、本人に退去命令を出して、帰ってこれ、自分の国は向こうだから帰ってくださいということを羽田の飛行場で申しましたら、本人は訴訟を出しまして、その帰ってこれという退去命令の効力を停止させる、本案の訴訟がきまるまで停止させるという訴訟をやったことは御承知のとおりでございます。それは地裁におきましては、本人はすでに十分観光をやっておるから、これは法務省の言いが正しい。だから直ちに退去命令を執行してよろしいという判決が出たのであります。高裁のほうに行きまして、技術的に法の解釈のこまかいところが出まして、本案で結局入国を認めていかどうかという本案の訴訟できめるから、それまでは本人の退去命令の効力を停止する、という、こういう判決が出たわけでございます。したがって、入管の行政の立場から申しますと、日本に上陸は認めておりませんので、まだ日本の本土内では自由には行動できない。羽田のホテルに本人は泊まっておる。それで訴訟の結果待ち、こういう状態に現在相なっておるといふ次第でございます。

○横路委員 そこでその拒否したのは、出入国管理令の何に基づいてやったのですか。

○吉田(健)政府委員 出入国管理令の第七条第一項二号でございます。

○横路委員 要するに観光客だというのは虚偽だというわけですか。

○吉田(健)政府委員 まあ簡単に言えばそうでございます。

○横路委員 それでいま東京高裁の決定について何か技術的なことだということけれども、結局そのところでおたくのほうは負けましたわけでしょう。

○吉田(健)政府委員 こちらが負けましたわけはございませんで、このところに法律の不備がある。つまり立法上の不備の問題だ、はつきりしないんだということが高裁が決定したわけでございます。

○横路委員 そうすると、いま本人はあそこの空港ターミナルビルのホテルにいるわけでしょう。出ることができずに、上陸することができずにいるわけですね。裁判が終わるまでどれくらいかかると思われますか。半年や一年じゃないのですか。あるいはそれ以上かかる、あるいはこれだけ高裁だ最高裁だといえは五年も六年もかかるわけでしょう。それまでずっとおおくつもりですか。

○吉田(健)政府委員 これは先生十分御承知のように、ある外国人が日本の法の法令に合わない、あるいは日本の国に不都合な意図を持って入ってくるなら、日本政府あるいは日本国家は水ぎわにおいておまえ入らなくても困る、当然拒否できるわけでございます。国際法上の原則であり、世界各国もみなそうしているわけでありまして、したがって、ただいまのおこぼからいいますと、いつまでも本人を置いておくのはひどいではないかというふうにもお考えでございます。もし本人はいつでもアメリカ、自分の祖国へは帰れるわけでございます。日本のほうへドアをあけてしゃにむに上がってこようとするから、それはちょっとわがほりの規則に合うようにして上げてほしいということをお本人に伝えているだけで、本人の意思においてがらばつておられる限りこれはやむを得ない、そういうふうにご考慮の次第でございます。

○横路委員 あれですか、反戦運動をやること日本に利益を害するのですか。

○吉田(健)政府委員 現在問題になっておりますのは、反戦運動そのことで問題にしておるのでございませんで……

○横路委員 いまそうお答えになったでしょう。日本にとつて不都合な人間だ、反戦運動をやるから不都合だ。

○吉田(健)政府委員 日本の法規に合ふように入つてもらうようになければ不都合だと申した次第でございます。

○横路委員 いやいまそうお答えにはならなかつたのですよ。反戦運動をやること、そのことが、何か日本にとつて不都合だというふうなお答えだつたのです。法規に合ふ合ふないというの、具体的にはどうですか。

○吉田(健)政府委員 ただいまの七条が、現在高裁まで行つて議論になりましたように、入国管理令ではこういう規則に従つてビザ——査証を申請し、上陸の認証を受けて手続を済ませて入つてくる。現に何十万の外国人が日本に入つてきますが、みんなその手続で入つてくる、こういうわけでございます。それから先ほど私の説明の中に反戦運動だから不都合であるという事は申ししておらないはずでございます。

○横路委員 基本的なこと、これはやはり考え方に私は問題があると思つたのです。外国人だつて日本の憲法や法律に違反しない限り基本的人権というものはあるんだというのがこれも判例でしょう。これはもう確定してありますよ。その辺のところはどういうぐあいにお考えになっておるか。

○吉田(健)政府委員 御指摘のとおり日本の国内に合法的に入つておる外国人は、当然日本の憲法及び法令の適用を受けまして、人身の保護その他基本権の保障があるわけでございますが、その当人はまだ日本国内に入つたといふ事、これから入つていこうといふところで問題になつておる

わけでございますから、極端に言いますともう少し前の段階で、羽田に入つてくる飛行機の中におる人が、日本国憲法によつて自分はこういう権利を持つておるといふことを主張されても、わがほうといたしましてはその外国人に権利を付与したわけでもないし、義務を負つておるわけでもございませんで、その点がちよつとニュアンスが違うかといふふうにお考えおるのでございませんで。もちろん日本に合法的に入られた方は日本憲法の規定に従つて権利が保障されております。

○横路委員 それがやはりピントはずれなんです。あなた方實際考へておられるのは、前に観光客として来ながら、先ほどの答弁は、観光もしたけれども反戦運動もやつた。そこで今度観光客として申請があつたから、内容はどうかんだということをお聞きしたら、いや反戦とかその辺の意思もあるのだということ、だから虚偽の申請だから断つた、こういうことなんですよ。そうすると問題は、いま何かまだ上陸しているとかしてないとかいふ議論をしたけれども、あなた方のほうで断つた理由はそこにあるのじゃなくて、基本的に、観光客として来た者がそういう行動をするのはけしからぬということが前提になつておるわけでしょう。それを前提にして今度のような取り扱いはしていいわけですよ。これはこのケースばかりじゃなくて、前に共産党の大会に来た外国人についても同じようなことをやつて、やっぱりこれは東京地裁で退去命令については停止がなされた。だからその辺の基本的なところなんです。

入管行政の中で一番問題なのは、そういう日本にいる外国人の基本的人権といふものを全然考へていない、刑事訴訟法に基づくいろいろな退去手続にしても何にしても非常にルーズな面がある。

それはやはりいまの日本国憲法の権利あるいは刑事訴訟法によるところの人権保障の原理、これはもう国際的なものです。そういう基本的な姿勢といふのがいまの入管行政にないといふことを私は言いたい。だからそんな手続の何とかかんとかいうようなところをごまかしたつてそれはだめです

よ。あなたが自分で率直にお考えになつておる基本的なところが私は問題だと言ふ。そのところをどういふふうにお考えになつておるか、お答えいただきたい。

○吉田(健)政府委員 現在の世界におきましては、各国それぞれ主権国家に外国人が自由に入出入りできるというところはどこにもないのでございまして、原則としてそれぞれの国で法令で定めて、いろいろ条件に合つた人は許可をすれば査証をもらつて許可になる、上陸の許可をされる適法の条件といふものがあるわけでございます。ただいまの御指摘の点は、技術的だと思つておるんですが、入管法の第四条に、外国人の上陸についてはこういう場合に、どうでなければならぬと書いてあるわけでございます。それに一号から五号と列挙してございませんで、そのどれかに該当している人に入国を認める、こういうことに日本の法ではなつておるわけでございますから、それに該当しているのだといふことで入国者には聞くわけでございます。ところが本人は観光客として査証をもらつて来ておられますが、実は自分は観光客ではない、ほかのことをやるんだと言へば、そのことがいけないといふことなんぞございませんで、そういう別形で入つてこられては困る。たとへば本人は留學生だといつて査証をもらつて入つてきたが、実は自分は留學しないでラーメン屋をやるのが私の目的で日本に来たのだと言われますと、そのラーメン屋をやることは何ら日本の利益に反しないといふ説があるかもしれませんで、入国管理上をいうことをやつてはぐあいが悪いといふのが法のたてまえであり、それを私たちが執行するときに義務づけられておるわけでございます。

○横路委員 私が聞いておるのは、入国の、だれを入れるか入れないかといふのは各国の自由だ、それはそれでいい。そのことを聞いておるのじゃないんで、いまあなた方の言ふのは、法のたてまえ、手続をいわば利用して入れるとか入れないとかいふことを言つておるので、本音は最初に御答

弁されたように、観光客として来た、観光もして回つたけれども若国で反戦活動もやつたといふことを最初に御答弁されたでしょう。だからそこが問題だ。そうするとこの事件と離れて、観光客として来た外人が表現の自由とかなんとかといふ日本憲法や法律に違反しない限りでのそういう基本的人権を持つておるといふ、基本的な点についてはどうなんですか。これは認めるのですか、認めないのですか、あなた方入管行政の基本として。

○吉田(健)政府委員 基本的な権利は当然これを認めるわけでございます。ただ先ほど申しましたのは、この女性が観光客で入つてきて、それ以外とあれですが、それ以外のことを主たる目的として入つてきたということが実績から判明したわけでございます。極端に言いますと、観光客で入つてきたこの女性が、観光客で入国が許可されて、その後さらにラーメン屋をやつておつたといふことがわかれば、本人は、観光もやつた、しかし、片手間にラーメン屋をやつて旅費をかせいでまた見ていくのだ、こういうのは、本来の趣旨に反する。たまたまバーバラ・バイなる女性は、観光客として入つてきて、反戦運動を主たる目的としておるし、今度入るときに聞きましたら、やはりそうするのだといふのでありますから、しからば、そういうふうな手続で入つてきてくれ、こういうことを申しておる次第でございます。

○横路委員 それで、大臣にお尋ねしたいのですけれども、入国管理行政の基本として、やはりそういう外国人の基本的人権を守るといふこと、基本的人権はやはり認めてやるのだ、日本の憲法なり法律に違反しない限り、権利といふものはやはり認めるのだといふことを基本にした行政でなければならぬと私は思ふのです。その辺が、実は、出入国管理令そのものにも、いろいろな手続的な面を考へてみて、不備がたくさんあるわけですね。管理法自身も、では、どうかといふことになる、かえつて何か悪くなつておるような面が、この間の法案ではたくさん出てきておる。

○吉田(健)政府委員 御指摘のとおり日本の国内に合法的に入つておる外国人は、当然日本の憲法及び法令の適用を受けまして、人身の保護その他基本権の保障があるわけでございますが、その当人はまだ日本国内に入つたといふ事、これから入つていこうといふところで問題になつておる

の辺の基本的な問題というのは、やはりせひ押えてもらわないと、出入国管理法なるものがどういふものかまだよくわかりませんけれども、その辺のところをやはり押えてもらつたものでなければ困ると思うのです。その基本的な点について大臣のお答えをいただきたい。

○小林国務大臣 これはおもう、私が申し上げるまでもなく、出入国管理令だから、出たり入ったりするときは問題です。したがって、入ってくる場合には、どういふ目的で入るか、これをお聞きするのはあたりまえです。だからして、ほかの目的があれば、観光だなんてごまかさないうで入つてくれればよい。こういうことで、ある程度実質的な問題よりか、形式論をとらざるを得ない。入つてきた人の人権というものは、あたりまえのことです。ですから、出入り、出入りの場合のかなり形式的な審査、こういうことにならざるを得ない。私がいま申しましたように、ほかの名目で入りたければほかの名目でお入りなさい、こういうことだけで、それ以上、人権とか何とかいう問題に触れておるとは思いません。

○横路委員 それはいまのケースなり何なりについてですね。そうじゃなくて、行政の中心として、基本的な人権はやはり保障してやるのだということが必要じゃないかという私の質問です。

○小林国務大臣 それはもう当然なことでございます。

○横路委員 その当然なことが行なわれていないから御質問をしているので、ひとつその実態をよく見ていただきたいと思うのです。

最後に、国籍書きかえの問題について、三お尋ねしたいと思うのですけれども、従来、韓国籍から朝鮮籍への書きかえ、また、その逆ですね、朝鮮籍から韓国籍への書きかえということが行なわれてきていると思うのですけれども、これはこの間の九月八日の法務委員会の議事録ですが、四十年から四十五年までに朝鮮の記載から韓国籍に書きかえした数字は七万三千五百八十八、韓国籍から朝鮮籍への書きかえが百三十二ということがある

御答弁になつてゐるわけですね。これはその時点での話。そこでお尋ねしたいのは、韓国籍から朝鮮籍への書きかえの百三十二ですね、一体、申請はどのくらいあつて、そのうち百三十認められたのですか。

○吉田(健)政府委員 詳細な資料は後ほどお届けいたします。

○横路委員 それともう一つ、最近にきて急にこれがふえてきてゐるのです。これは九月八日の答弁ですから、それから以後現在まで、韓国籍から朝鮮籍への書きかえは実際どれくらい行なわれてゐるのですか。

○吉田(健)政府委員 その後非常に書きかえの申請がふえてきて、現在までのところ、七千四百四十五件申請が出ておりますが、そのうち、私のほうで審査を終えたのが五千三百一件でございます。つきましては、事務上の過誤によって韓国になつたものだと判断をされるに至りましたので、訂正を認めることにして、市町村に返事をしております。

○横路委員 ある資料によると、それ以前のものは一万六、七千件申請があつて、それはいまおたたくのほうで調べてお答えいただければわかると思うのですが、そのうちわずか何件ですね。それがいま急に認めるのがふえた。いままでは、何回も何回も申請しても認められなかつたのが、今後急にふえた、その理由は一体何なんですか。

○吉田(健)政府委員 従来、こういう資料があれはこちらのほうで審査できるからという説明が十分分市町村に、あるいは、市町村の窓口でその資料をとつていなかつたのではないかと思つてございしますが、私のほうでは、詳細に、こういう資料を出せば審査できるということを具体的にいろいろ追加して指示をしまして、その結果、事務上の過誤によつてそつたおつたということが判明するケースにつきましては、これを処理してきた、その結果こういう数字になつた、こういうわけでございます。

○横路委員 それもまたやはり詭弁だらうと思つてですね。従来は、韓国というのには韓国籍なんだ、朝鮮というのには符号なんだ、だから、認められないというのが実は、従来いろいろの通達の基本に、特にあの日韓条約以降の基本にあつたと思つてですね。それが九月二十六日にこの通達が出て、やはりここでニュアンスが非常に変わつてきてゐるわけですね。私はそつ考へるわけですね。

時間過ぎてしまつたので、実は、この問題、まだいろいろやりたいと思つてすけれども、そこで、一つだけお尋ねしておきたいのは、従来、韓国というのには韓国籍だつたんだ、朝鮮というのには符号だつたんだというの、これは法務省のほうの基本見解だ。その国籍から符号にまたおたたくのほうでは戻してゐるわけでしょう。最近、急にふやしてゐる。一体韓国という記載を訂正して朝鮮という記載にかえてゐるこれは、おたたくの見解から言つて、何をやってゐることになるのですか。

○吉田(健)政府委員 韓国が国籍であり、朝鮮が用語であるというところは、従来、何ら変わつておりません。御指摘のとおりでございます。ただ、先ほど申しましたように、事務上の過誤によつて、本人が意思がないのに知らぬうちに第三者がそれを本人の登録書を持つていつて申請してかえてしまつたという事実が判明すれば、本人は初めから韓国になる意思はなかつたし、韓国であるという事は法的にはおかしいわけでございますから、そういうのは事務上の過誤として全部もとへ戻して、こういうことでございます。ただ、本人が間違つて自分は韓国になつたんだ、あるいは第三者が強引に持つていつて自分の知らぬ間にやつたんだ。——当時の混乱時期、昭和二十二年、三年、四年ごろのある意味におきまして混乱時期におきましては、そういうことが現に発生しておるといふことでございます。したがつて、これを事務上の過誤として取り扱えるところから認定し

て、そういう処置をとつてゐるわけでございます。

○横路委員 それはやはり議論がかみ合つてゐないわけですね。私のほうで聞いているのは、韓国は国籍で、朝鮮というのには符号なんだという見解だつたわけでしょう。それは変わつてゐないといふのです。そうすると、韓国籍からさらに朝鮮というのには書きかえたといふことは、たとへば外国人登録法にいつて一体何に当たるのか、やつてゐることの法的な意味は何かといふことを私はお尋ねしてゐるのです。過誤があつたから訂正するんだといふのは、それはいいですよ。いいですけども、あなたの方のほうの基本的な立脚点というのは、韓国は国籍なんだ、朝鮮は違ひです、これは符号なんだといふことをともかく前提にしてゐるわけですね。その前提から言つて、今度法務省みずからその書きかえをしてゐるといふことは、これは非常に矛盾してゐることではないですか。つまり、国籍というのから符号にかへるといふのは、一体、外国人登録法そのほかの法律によつてどんな意味があるのかといふことを私はお尋ねしてゐるのです。

○吉田(健)政府委員 入管の外国人登録法による記載をかえたらといつて、本人は法的にどうなつたかといふことは直接関係はないわけでございます。また、外人登録は、在留管理の目的の上から、本人が提示してきた、あるいは本人が申請してきたことに關連して、いわば鏡のようにこれを反映して写してゐるだけでございます。本人がたまたまそのときに韓国籍といふ申請をしてなかつた、あるいはあやまつておつたといふことが判明すれば、当然元の姿に戻すのが法理上も正しいといふことに相なるわけでございます。御指摘の韓国が国籍だから朝鮮に戻してはいけないといふことはないのではないかと私は思つ次第でございます。

○横路委員 それはいけなかつたといふのじゃなくて、一体どういふ意味なのかといふ、実はこれは矛盾があるわけですね。それが矛盾してない

とお考えになっておられるようですけれども、ほんとうはいろいろと議論をしたいわけでありまして、きょうは何か一時から本会議があるというのでありますので、ひとつその辺に協力をして、これで私の質問はやめますけれども、国籍書きかえの問題も例の田川市、私の北海道にもあつちこつちありまして、非常に大きな問題になっているのです。基本的に入管行政の中からこの問題を将来皆さんのほうといろいろと議論してみたいというふうに思っております。

○天野委員長 伊藤惣助丸君。

○伊藤(惣)委員 私は法務省設置法の一部を改正する法律案、この法案についての質問を行いたいと思つて、きょうは主として実態面について伺いたいと思つております。

これは前国会においてもたびたび取り上げた問題でございますが、まず東京拘置所が栃木県の黒羽町黒羽刑務所に移転する。また、同所の施設が完成すると宇都宮刑務所の施設が不要となるのでこれを廃止する。また精神障害受刑者に対する処遇の充実をはかるために岡崎市に岡崎医療刑務所を設置する、こういふ一つの法案であります。現在の移転の進行状況について概略伺いたいと思つております。

○伊藤説明員 御指摘いただきました案件は東京拘置所の移転問題に關連する一連の作業でございます。昭和四十一年度に国庫債務負担の御承認をいただきました。以来東京拘置所の敷地を財源といたしまして、現在小菅刑務所のありますところから東京拘置所、それから栃木県に黒羽刑務所、旭川の近傍に旭川刑務所、岡山に岡山刑務所、埼玉県に川越少年刑務所、浦和市内に浦和刑務所、以上の六施設を取得するという作業を進めてまいつたわけでございます。

このうち、現在までに旭川刑務所、岡山刑務所、川越少年刑務所、浦和拘置所、この四つが完成をいたしました。現在最後の段階に入りまして、東京拘置所の新施設、それと黒羽刑務所の施設が本年十二月末日を工期といたしまして、鋭意工事を進めておりまして、おおむね予定どおり完工の予定でございます。

○伊藤(惣)委員 そういたしますと、それぞれの六施設についてはおおむね予定どおり進行しているということでございますね。

それでは築鴨の東京拘置所ですか、このあと地利用について伺いたいと思つております。

最近一部報道にもありますように、あそここの事業計画が白紙になつた。さらに新都市開発センターの役員交代があつた。非常に大きな赤字でこの新都市開発センターもこのままではどうにもならないといううわさがあるわけでありまして、そういったことにつきまして、過去においては法務省の会計課長、また大蔵省関東財務局長、新都市開発センターの三者が契約して事業計画を立てておつたことは私どもも知っているわけでありまして、けれども、それがその契約を見てまいりますと、四十八年の四月一日までにその事業の計画を完成する、または完成しなければ、期間を超過した場合には契約は解除となつておる、こういうようなこともあつたわけでありまして、その辺について伺いたいと思つております。

○伊藤説明員 先ほど概略を申し上げました計画によりまして、現在東京拘置所のあります敷地は、その一部を東京都に移管しまして公園といたします。ほかは、御指摘の新都市開発センターという会社に売り渡すわけでございます。新都市開発センターといたしましては、その譲り受けました敷地に、現在までの計画によりまして、まずもつて國が払い下げにあたりまして用途を指定いたしました。その用途指定にかかります高速道路のインフラ、ターミネーション、それから地下駐車場、バスターミナルというふうなものをつくりまして、その上に上物といたしまして三十六階程度のビルディングを建設する。これは地元の福祉にも役立ちます。また、たとえば児童会館でありますとか集会所というものををつくりまして同時に、あるいはホテルでありますとか住宅というふうなものをつ

くつていくという計画をしておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、新都市開発センター側におきまして建設しまして、國に引き渡しますところの六つの矯正施設の工事は、きわめて順調に進行しておりますので、このテンポでまいりますと、あるいはセンター側に対しては、國側としては予定どおりこの東京拘置所の敷地を引き渡すことができる運びにならうと思つております。

さて、その上にセンター側でいろいろなものをおつくりになるわけでございますが、仄聞いたすところによりまして、三十六階建ての計画という基本計画に対しては、いろいろな株主の方あるいは取り締まりの方もおられまして、三十六階に少くも少くも必要がないかどうかというふうな御意見もあるようでございまして、現在会社側で鋭意最終計画を練つておられる。またこれに見合う資金の手当てを考へておられるようでございます。したがって、現在私どもとしては、四十八年四月一日までに、少なくとも用途指定をいたしました都市計画事業あるいは自動車ターミナル事業の關係の先ほど申しました施設は、おつくりいただけるものというふうな考へております。

もし万が一それが実現しなかつた場合にはどうかという点につきましては、若干期日が延引するといふような見通しは出たといつたことと、その段階で國側に対して申請をして、國側から書面による承認を得れば若干の延引ができるように契約自体がなつておりますので、万々そういうことではないと思つておられます。万一の場合にはそういうことになるといふこととございまして。

○伊藤(惣)委員 個々に聞いてまいりたいのですが、新都市開発センターはいままで何回か社長、重役がかわつておられるわけでありまして、そのたびに話をする人、また計画の内容が多少ずつ変更しては行かれています。今また大池さんからかわつたわけでありまして、そういうふうなことを大蔵省では知っているのかといふことと、さらにはまた事業計画といふものが白紙になつた

といふことも、少なくとも三十六階以上のビルを建てる場合には一年なり二年なりの計画が必要であります。どういふ理由で白紙に戻したのかという点、こういふ点についてももう少し具体的に伺いたいと思つております。

○伊藤説明員 現在、契約の相手方になつておりますのは、私ども法務省と、それから大蔵省の財務局系統の役所ということになつておりますので、社長の交代等につきましては、いずれもよく承知を申し上げております。ただいまお尋ねの中に事業計画が白紙に戻つたというお話がございましたけれども、私どもとしてはさきほどは聞いておらないのでございまして、役員の方の一部に、三十六階建ての従来の構想をもう一辺考へ直す必要があるのじゃないか。前国会で当時の大池社長がここで参考人として述べておりましたが、若干、工事をやっております間に、予定外の経費もセンターとしてはかかつたようございまして、その分を多少建物の上へ積んで採算をとるといふようなことも必要であるのかといふこと、また、最終的に何階建てのものが入り、その何階から何階までがどういふ用途になるかといふことが、現在の段階では確定してないといふ状況のよう聞いております。

○伊藤(惣)委員 当然、この新都市開発センターは、いろいろな關連から、特に大蔵省、法務省等の指導あるいはまた助言によつて運営されているように私は思つております。ただ、その役員交代の理由がどういふ理由なのか。と言いますのは、実際に建物が増えたり減つたり、二回も三回もかわつていくことについて、たとえば、地元側においては、いろいろなことを約束しても、それは前の社長の約束である、前の担当官の約束であつて今度は別なんだ。いろいろまた施設のことについて要望いたしましたけれども、結局それは、前回はそれだけだとも、今度は白紙なんだと、常に折衝するに当たつてもきわめてあいまいであり、また尋ねる人に



よって全部意見が違ふ。こういうような声も聞か  
れているわけでありませう。

ですから、こういつたことにつきまして、非  
常に会社に対して強い不信と不安を抱くわけであ  
ります。したがって、できたあとにいろいろ  
な問題が起きて、そのことについて責任をとると  
いう理由とか、あるいはまた増資をするから、  
そういう関係で交代するんだという大義名分でも  
明確であるならば、話もまたわかるわけでありま  
すが、ただ何となくかわつた。いやだつたんだけ  
れどもみんなに推されたからやつた。要するに、  
しつぱ社長を引き受けて、そしてその役目が終  
つたから次にかわるといふような行き方をして  
いる会社、非常に私は不安に思っているわけであ  
ります。

ただいまお話を伺いましたが、従来の三十六  
階の計画というものをもう一回考えたらどうかと  
いうお話でございますが、いままでの段階でいき  
ますと、結局、三十六階では採算に合わない。い  
ろいろ負担はするけれどもペイしないということ  
から、もう少し高層化しよう、そういうことで白  
紙に戻したんだという話も私は聞いています。こ  
れは一つは、そういう話も聞いています。その  
法務省が私にも詳しく知っていらっしゃるんじやない  
かと思つておられます。そういうことについて、課長  
の知つていらっしゃる範囲内の説明を伺いたいわけであ  
ります。

○伊藤説明員 現在の計画段階につきましては、  
先ほど申し上げたとおりでございますが、ただいま  
御指摘のありましたように、あの相当広大な面  
積のところどころにいろいろなものが建つかといふこと  
は、いろいろな面から、地元の方々のみならず、  
東京都全体としてもたいへん大きな問題であらう  
かと存じます。

りして困るのではないかと御指摘もございまし  
ますが、私も長年矯正施設を持っておりましたあ  
と地にどんなものができるか、それが国民のため  
に十分役立つようなものができるかどうかが、大  
蔵省当局ともどもできる限りの注意を払つて、御  
期待にそむかないようにしてまいりたいと思つて  
います。そういう意味におきまして、前国会からも引  
き続きましていろいろの問題についてお尋ねを  
いただきました。お尋ねをいただきましたことが  
そのまま速記録になつて残るわけでございますが  
そのまゝ速記録になつて残るわけでございますが  
て、そういう事実は、やはり今後この会社が計画  
を立てる場合にも十分参酌していくべきものだろ  
うと思つておられます。私もそのまゝでございます  
ように力を尽くしてまいりたいと思つておられま  
す。

○伊藤委員 それでは伺いますが、先ほど  
伺いましたが、十分打ち合わせの上運搬をとりな  
がらやつておるといふお話でございますから、大  
体のスケジュールを伺いたいわけですか。これは  
四十五年十二月であります。この契約によります  
と、四十八年です。四年間です。その  
上から、いつごろまでに原案なりまた設計が仕  
まると、いつごろまでに着工し、そしていつごろ  
までに完成するのか、現在の資本体系でいいのか  
どうか、相当の赤字があるようでありませうけれ  
ども、こういう点についてはどういふふうに処置を  
講ずるのか、そういう点についても、大蔵省のほ  
うからいろいろのアドバイスをしておられると思  
います。そういう点も伺いたいと思つておられます。

○伊藤説明員 現在のスケジュールといたしまし  
ては、先ほど申しましたように、この国会でもし  
法務省設置法が御承認いただきましたと成立いたし  
ますと、それを契機といたしまして、まず、黒羽  
刑務所へ小菅刑務所を移す。小菅刑務所のあきま  
したあとが新東京拘置所になりますので、そこへ  
巢鴨にございます現在の東京拘置所を移す。そ  
ういたしましたして、明年の三月末までにこれをい  
わばあき家にいたしましたして、会社へ引き渡しま  
す。

ういたしますと、会社側としては、これを逐次取  
りこわし、そしてさらさら地に作業をされると思  
ひます。それでそういう作業と並行いたしま  
か、基本設計をされた、四十八年の四月までに少  
なくとも地上三階程度までのものが上に乗つて  
ものを予期しながらでき上がる、こういうスケ  
ジュールにならうかと思つておられます。現在都市開  
発センターとしては、基本設計を急ぎますとも  
に、これに要します資金量をはじき、その資金を  
いかにして獲得するかというのをいま検討して  
おられます。間もなくめどがついてくるのではな  
いかと思つておられます。

○伊藤委員 いまの質問でも少し聞きたい  
のですが、要するに、現在の資金あるいはまた  
ふらに了解してよろしゅうございませうか。

○伊藤説明員 現在同会社は倍額増資しまして資  
本金六十四億になつております。現在までのとこ  
ろの国のほうへ引き渡します建物等の関係で、工  
費だけでも六、七十億はかかるとおられるわけ  
でございます。これからさらさらにも数年間とい  
うものが資本をかけたばなしになる時期でござ  
いまして、そういう意味で、現在収益というものは  
ないわけでございます。しかしながら、ただいま  
お尋ねの点につきましては、大体現在の状況から  
変わつてはいかないと思つておられます。

○伊藤委員 要するに、私はいつもあの前を  
通つておられるわけですが、きわめて新都市開  
発センターの動きが緩慢であるといふことを率直  
に感じております。本来ならば、積極的に設計変更  
会社、営利会社であるならば、積極的に設計変更  
やらまたは基本構想なりをどんどん立て、そし  
て検討している段階ではなからうかと思つてお  
られます。それに比しまして、この新都市開発センターは  
わめてその動きというものは鈍いように私は思  
います。それで現在のままいとおつしやいました  
けれども、また四十八年四月一日までにはでき上

がるだらうといふことを課長は言つておられます  
けれども、はつきり率直に申し上げまして、私は不  
可能だと思つておられます。どういふ考え方でおられるの  
か。いま聞いたようなスケジュールでは、それは  
聞かなくてもわかっていることではあります。その  
間にあつて、いつごろまでに基本設計を出させ、  
いつごろまでにそれを決定し、いつごろまでに  
打ち合わせをするといふくらゐまでではもうでき  
ないんじやないかと私は思つておられます。

○伊藤委員 建設省、建設省の人、来てない  
のですか。

○三宅説明員 建設省からお答えいたします。  
いま先生から御指摘の高速道路と、それから

○伊藤委員 建設省、建設省の人、来てない  
のですか。

○三宅説明員 建設省からお答えいたします。  
いま先生から御指摘の高速道路と、それから

ターミナルの問題でありますけれども、高速道路と駐車場につきましては、これは都市計画事業の特許といたしまして都市開発センターにやらせております。その後都市計画法が変更されて、いままでは建設大臣の権限でございまして、新しい法律によりましてそういう権限が全部いまま各知事にまかされております。したがって、先生御指摘の点、建設省としてはあまり深く立ち入っておられないわけでございまして、これ以上のごことは申し上げられないわけでございまして、

○伊藤(憲)委員 私が一言言いたいことは、このように非常に不安定な会社に、しかもどのような話があったか知らぬけれども、新都市開発センターができていって間もなく免許や許可を与えて、不明朗であります。こういう点についても、やはり免許を与えた以上はすみやかにやれとか、こういう条件ならだめだということを本来ならば明確にすべきだろうと思っております。きょうはそれその担当局長なり担当者がおられますので申し上げませんが、その点も大蔵省の方から十分連絡をとって指示をしていただきたい、こう私は思います。

さらに伺いたいことは、今後三十六階なり六十階なりあるいは百階建てぐらいの計画はあるようでありまして、たとえば百階以上の建物でも許可する考えがあるのか、その点をまず伺っておきたいと思っております。

○伊藤(憲)委員 たいへん仮定の上に立っての御質問でございますので、お答えしにくいわけでございますが、結局は建築基準法に基づく認可系統の問題だと思っております。最後どういふ計画になりますか、その計画によりまして内容をよく専門家で吟味してもらいまして、また建築認可の当局でございまして東京都、さらにはその監督をしておられます建設省等ともよく御相談をして、かりそめにも地元の御迷惑になつたり、そういうことのないようなものを建てさせるように、私どものほうからも会社によく話してまいりたいと思っております。

○伊藤(憲)委員 要するに私が伺いたいことは、三十六階でも六十階でも百階でも、高層建築である建物ができる限りは公害問題は同じだと思っております。ですから問題は、いろいろその会社としては営利的な面または十分ペイするといふような立場からものを考えているのでありますが、原案の中には百階ぐらいにして一つの日本の名所にしようといふような考え方もあるわけでありまして、私は、いいとか悪いとかじゃなくて、そういうところが原案としてでき、またそういうことが可能な場合には当然そういうことについてやるべきだ、アドバイスするのかもしれないかという点について一言だけ何とおきたいわけではあります。

○伊藤(憲)委員 監督とか指導とかそういうことではございませぬけれども、重大な関心を持っておられますので、十分話し合つてまいりたいと思っております。

○伊藤(憲)委員 先ほど来から課長は、地域住民の声を十分に聞いて福祉問題等についてはよくやるといふ答弁でございまして、課長はそう言っておられますが、新都市開発センター自体はまだまだそこまで態度はいいっていないわけではあります。現在ですら地元からの代表も入っておりませんし、さらにはまたいろいろの問題についても、要望を受け付けてはいてもそれに対してどうするといふ返答もないのが現状です。その点については今後十分考えて善処をしていただきたい、こう思います。

そこで私は今回のこの問題については、前回小林法務大臣にも質問いたしましたように、国有財産といふものは一応原則として公共企業体、あるいはまた公共性のあるものでなければ払い下げない、こういう一つの原則があるわけでありまして、この場合は、一つは公共性のあるものを建てるというところで株式会社には払い下げた土地であります。ですから、この点については前回指摘いたしましたから、それ以上は申し上げませんけれども、私はこのあと地利用で一番大事な問題は、今後どういふ建物ができる場合に、地域住民に対する影響はどうなのか、また地域住民についてはどう

のようなものを還元していくのか、さらに超高層のビルができれば必ず日照権の問題であるとか災害の問題であるとか、あるいはまた電波障害の問題とかというような公害問題が大きくなることは間違いないわけでありまして、しかしながら、政府のこういふ建物をつくらせたいという意向も、その用途指定といふのは五年間しかない。すなわち四十八年にもし完成したとしても五十三年までしか、その制限指定といふは、こちらからの管理権といふは、または調査権といふは、監督権といふは、そういうものはないわけでありまして、私はこの点について、国民の立場から、住民の立場からいまして、株式会社用途制限のあとは一切まかしてしまふということについては大きな不安を持っているわけでありまして、その点についてどのような対策を講じ、また用途指定というものが五年間であるけれども、もう少し長期にその指定を持っておつたほうがいいんじゃないかというように私は考えるわけですが、その点について大臣から答弁を伺いたいわけではあります。

○小林国務大臣 ただいまのお話はごもっともなことで存じます。なお、地元の要望等も、直接お出しになるよりもやはり私どものほうを通じてお出しになることが有効じゃないかということ、そのこともひとつ申し上げておきます。私どもも考えまして、これはごもっともでありますといふふうな注意もつけて出したい、こういうふうな思つております。

それから前の契約をしたことは、いろいろ議論はありますが、これはやむを得ない。私どもも、将来にわたつて公共団体はこれからも刑務所あつた地の払い下げが相当出てきますが、いまお話しのように、公共団体等に対してのみこういう取り計らいをしたい、こういうことを考えております。

また、五年以降のことについては、契約上あるいは法律上のあれはなくなるということでありまして、われわれ役所としましては道義的なものを見ていく、監視をしていく、こういうふうなことも考えなければなりませんので、いずれにいた

しましても、お話しのようなことは十分ひとつ注意をしておきたい、こういうふうな考えをしております。

○伊藤(憲)委員 最後にもう一言大臣にお尋ねをしたいのですが、地域住民は、あの地域をなるべくたくさん開放してほしいという要望がいろいろあります。また、公共性を強くしてほしいということも要望しております。さらにまた、たぐいまれな長からもありましたように、福祉施設、こういうことについても強い要望があります。また、この計画運営についてはぜひとも地元の代表をだれか入れてほしいという要望もあります。さらに公害問題については、政府が責任をもつて対処することを望んでおります。こういう点について、大臣の所見を伺いたいと思つております。

そしてたぐいまれな大臣から、いろいろな問題があれば私に持つてきてほしいということもございまして、いすれ機会を改めまして、住民代表あるいはまた議会代表とともに大臣のところへそういう問題を持つてまいりますので、またそのときはよろしくお願ひしたいと思います。

○小林国務大臣 ただいまのごことは、御期待に沿うようにいたします。

○伊藤(憲)委員 以上で終わります。

○天野委員長 山田太郎君。

○山田(太)委員 当法案につきましては、さきの国会並びにたぐいまれな同僚議員からの質疑もあつたとして、相当論じ尽くされた法案でありますので、私は先日某刑務所拘置支所に参りました関係から、関連して、刑務所の問題について数点お伺ひしておきたいと思つております。

そこでまず第一番目に、要望あるいは質疑の点等は別にまた申し上げるといたしまして、刑務所の移転問題に關しまして、これは私見ではございまして、移転候補地として、たとえば住民に対する影響緩和とか、あるいはその他の利益を勘案して、過疎地帯に移転先を選定する、そういうふうな計画はありかどうかという点について、まず大臣にお伺ひしたいと思います。

○小林国務大臣 刑務所の移転はこれからもたくさん考えておりますが、いずれもお話しのように入道地帯に場所を遷すというふうな考え方を持っておりますが、何ぶんにも一番困りますのは刑務所の従業員問題でありまして、学校問題、医療問題、いろいろの点で従業員から非常に強い反対が出てくる。これもやむを得ないことでありまして、住宅を十分建てること、道路をつくること、あるいは学校等についても自治体の協力を求めること、そういう解決をしなければならぬいろいろな問題が多いのでありますが、しかしこれはいまの状態からすれば、お話しのようなことを根本的な方針として進めるべきである、かように考えております。

○山田(太)委員 そこで、刑務所あるいは拘留所の行刑施設というものが、本所が七十三、全国で約二百近い数であります、それぞれに対しての管轄あるいは設置基準、そういうものがあるかどうかという点について、これは大臣でなくても局長でけっこうです。

○羽山説明員 お尋ねの点でございますが、本所拘留所七、刑務所六十六、拘留支所が百四、刑務支所が十ございまして、合計百八十七斤設置されております。御承知だと思っておりますが、北は網走の刑務所から南は奄美大島の刑務所に至るまで、全国にあるわけです。これにつきましましては、明確な裁判管轄というふうなものはないのでございます。

沿革的に申し上げますと、たとえば北海道のごときは、北海道開発という事業の一環をなさないで、明治初年以來集治監といわれるような収容施設によりまして、網走、釧路その他の施設ができてまいりました。内地のほうにおきましては、大体地方裁判所に対応いたしまして刑務所が一一対応ということばはやや正確でございまして、地方裁判所があるところに刑務所が置かれていく、あるいは拘留所が置かれていく。それから比較的犯罪数が多い、収容見込み人員の多いところに拘留支所あるいは刑務支所が置かれておったというよ

うな関係に相なっておりますのでございます。○山田(太)委員 私の質問申し上げた趣旨は、その管轄あるいは設置の基準というものを検討する必要があるのではないかと、それに対する意向というものを伺いしておるわけです。

○羽山説明員 確かに御指摘のとおりでございます。目下検討中でございます。

○山田(太)委員 ところで、先日訪問した拘留所の支所でございますが、木造の非常に老朽な、言わば社会から非常に隔絶された人々とともに看守の方々も苦勞なさいていらつしやいました。そういう老朽施設に対して、現在の状況、あるいはどこどこはどのような計画であるかという点——現地においても、早く建てかえてもらいたい、あるいは移転を考えた方がいい、名前を申し上げませんが、そういう要望が非常にきつかったのですが、その点についての計画、そういうものをお伺いしておきたいと思っております。

○羽山説明員 ただいま申し上げました全国百八十七斤のうち、おかげさまでほとんど改築あるいは移転を見ておるのでございますが、なお移転要請を受けております斤がおおむね約三十斤、それから改築を必要とするものが約二十斤余りでございまして、約五十斤が残っておりますわけでございます。これらにつきましては、御質問のとおり鋭意改築、移転等につきましまして努力いたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○山田(太)委員 鋭意努力したいという御答弁を期待しているわけではない。計画はどのような計画になつておるかということをお聞きしているのです。

○伊藤説明員 ただいまも矯正局長から申し上げましたように、五十くらいのもので建てかえを要するものがあるわけでございます。その中には、たゞいま御指摘のように率直にいつて命数が尽きたというふうなものもございまして、そういうものを中心にとかく直していきたい。ただ問題は、拘留支所一つこしらえますのに約一億円かか

ります。刑務所を一つこしらえますと最低十億円かかります。遺憾ながら法務省のこういう施設の改築に充て得る全予算は、従来大体二、三十億の規模で来ております。そこで、一般予算でやつてまいりまして、特定国有財産整備特別会計を用いて、移転をしながら、従来の矯正施設のあと地を地方公共団体に渡しまして、それより不便なところになりますけれども、そこへ新しい施設を取りますというところで、一般会計に影響を及ぼさない形でやつていくつもりでおるわけでございます。御指摘のような、町名がわかりませんからあれでございますが、おそろく明年度あるいは明後年度くらいに計画に入つておるはずでございます。

○山田(太)委員 明年度あるいは明後年度に御指摘の拘留支所は入つておるかどうかわからない、あるいは入つておるかと思つたことなんぞございまして、具体的な計画というものがあつたかどうかが、具体的な計画に申し上げれば、広島県の三原の拘留支所についてこの点はどのような計画になつておるかということをお伺いしておきたい。

○伊藤説明員 ただいま具体的に三原という名前をお示しでございますが、三原については現在どういうところへどういふふうな改築したらいいかというところを検討しております。たとえば四十六年度におきましては、明年度でございますが、左渡の相川でございますとか名寄あるいは宇部、そういうところがある、たゞいま御指摘の三原よりなお緊急度が高いというふうなことを、現在予算要求をいたしております。

○山田(太)委員 次に伺ひしておきたいことは、看守の方々の待遇の問題でございます。そこは、限定された時間がありますので、簡単にしか明瞭に答えていたいただけのわけでございますが、看守の方々の充足状況、それから現在の年齢構造、そういうものはどのようになつておりますか。

○羽山説明員 お答えいたします。看守と申しますか、全部の刑務所職員は、九月三十日現在で一万六千六百五十一人でございまして、このうち百八十八人が欠員となっております。それから年齢構造でございますが、四十歳以上が約五千七百名くらいでございます。その他が四十歳未満でございます。

○山田(太)委員 充足状況もあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○羽山説明員 もう一度申し上げますが、たゞいま欠員が百八十八人と申し上げましたが、それ以外が充足されておるわけでございます。

○山田(太)委員 私の取り寄せた資料によりますと、四十歳から六十歳、それが五四%、半分以上になつております。それから三十歳代が千四百、十八歳以上三十歳以下が二千九百。この状況から見ても、一応看守にはなつたけれども、途中でやめていく人が非常に多いのではないかと、その点が考えられるわけですが、その点はどうか。それが一点と、それからもう一つは、年齢構造が非常に高い、こういう原因はどこにあるのかというところを、ひとつあわせてお答え願ひたい。

○羽山説明員 まず、やめていく者が多いというお尋ねでございますが、たゞいま手元に正確な数字を持っておりませんが、ほかの組織に比べてやめていく者が多いことは事実のように考えます。そこで私も、鋭意、縁故採用という方式によりまして、若い者を補充することに目下努力いたしております。

なぜやめるのかということにつきましては、やはりそれだけにいろいろ給与その他の面で問題があるのだからというふうな想像はいたしております。

○山田(太)委員 給与その他の面でやめていく人が多いのではなからうかと、これは想像しております。現地の三原拘留支所に限つたことではござい

ません、よその場所でもそうですが、現在人事院の勧告等によって多少優遇している、そういう趣旨が盛り込まれていることは承知しております。しかし、それによってもまだまだやめていく人も多い。と同時に、四十五年度の採用についての応募者の状況を見ても、先々が非常に憂う状態であるということが納得できるのではないかと思います。

○山田(本)委員 具体的な面ではどのようなお考えですか。  
○羽山説明員 御承知のように、現在予算折衝中の段階でございますが、まだ調整中の問題があるわけでございますが、先般の給与ベース改定のと きにおきましては、刑務所職員その他矯正職員が、一般公務員に比較いたしましたして相当有利なベ ー スアップを受けたわけでございます。それから看守、看守部長という中に主任制というものが認め られまして、合計約五百人、正確に申しますと四 百九十八人新設設定があったのでございます。そ れから深夜の特殊勤務手当等の特殊手当の増設、 それから現在予算折衝中でございますが、被服 費、旅費、研修費等を目下大蔵省にお願いたし ておるところでございます。それから勤務時間の 点につきましても目下調整中でございます。

○山田(本)委員 もうすでにこれは御承知のこと でございますが、他の職種のものと比べてもわ ずか二、三割の差があるだけです。そのために 先ほど答弁されましたように、応募する数も減っ てくるし、それからほとんど高年齢層ばかりに なってきているし、根本的な打開策というもの を、ことに法務大臣に要望しておきたいと思いま す。

○小林国務大臣 お話のようなことにつきまして は、ひとつ十分考えてまいりたいと思っております。

○山田(本)委員 次に、民事局長にお伺いいたし ます。これは十二月五日の朝日新聞の記事でございま す。時間の関係上読み上げるのはやめます、御 存じのことと思えますから。帝国石油と成田空港 と、鉱業権並びに土地所有権の問題について紛争 が起きております。ことに鉱業も、あるいは公衆 に与える公害という問題も、全国的に非常にク ローズアップされておるから、この問題につ いての民事局長の見解と、それから通産省、だれ か見えておるはずですから、通産省の見解とあ わせてお伺いしておいて、次の問題に移りたいと思 います。

○川島説明員 鉱業権と土地所有権の関係につ きましては、御指摘のような問題が起こる場合があ るわけでございますが、現在の法制のためまゝか ら申しますと、鉱業登録というものが通産省管 轄局によって行なわれる、それから登記のほうは民 法の規定に基づくところの登記制度によって行な われておる、制度が二つに分かれておりました。 その関係で、あとでそういう御指摘のような問 題が起こることがあるのですが、どうも制 度的にはこれはいたしかたないことではなからう か、かように考えております。

○磯西説明員 先生の御指摘の問題につきまして は、鉱業法上の観点から申しますと、他産業及び 公共福祉との調整の問題があるんじゃないかと考 えております。その点につきましては、鉱業法上 に おきましては三十五条におきまして他産業との調 整及び公共の福祉との関連については、それを著 しく阻害する場合には出願を許可しては い けない、あるいは鉱業権がすでに設定されておる 地域において、掘採が行なわれた場合、やはりそ ういうふうな他産業とか公共の福祉の問題に から みまして、著しくそういうものを損じた場合にお いては、その部分について取り消しをするとか、 あるいは鉱区の減少をするとかいうことになっ て おります。ただ、御趣旨は、事前にそういうこと を一般に知らし得るような状況をつくっておくべ

きではないかというふうにも考えますので、そ ういふ点につきましては、都道府県及び市町村あた りに、鉱業出願があった場合に、許可登録したら それを通知して、一般に周知できるような状況に いたしたい、こういうふうにも考えております。

○山田(本)委員 そこで、時間がもうあと五、六 分しかないので、ひとつ簡単に答えていただきた い。 具体的な例を申し上げますが、先ほどの帝石あ るいは成田空港のようなそのものずばりの問題で はありませんけれども、実は一例をあげますと、 このようなことがあります。これは鉱業権者が土 地を取得した人に対して通知を出したわけではな い。その内容を申し上げます。「○○県○○郡○○町 地内並に○○市○○地内礦石出願許可を受けて居 る事業着手致す可く現地調べに行きし処」「貴社 土地開発致し居り御承知と存じますが地上三尺は 山林所有者の権利地下三尺下は小生の権利にて鉱 区税長年支払って居り鉱物動かしは大変困りま すので地下三尺以下は必ず手動かきぬ様御注意申 上げます。

三尺以下勝手に作業致した場合に損害を要請し 其の上立札立入り禁止致します念の為御注意申上 げます」。この地下三尺、地上三尺、この点は法 的にはもちろん根拠はありません。あるいは本人 が故意に間違つてやったのか、あるいは知らずし てやったのか、これは別として、この点は論ずる 必要がないわけでは。この論ずるところは、善意 の第三者が、Bという人が鉱業権が設定されてお るということを知らないでAからそれを購入して しまった、そして土地を造成しておつたところ が——この土地造成はこれからほとんど件数が出 てくる問題です。一例をあげておりましたが、ま だこ のほかにも来ております。その人はこの書面に驚 いて、そして工事を中止して県庁に行つてみて も わからぬ、それから登記所に行つてもわからぬ、尋 ねて尋ねてやつと広島の通産局に行つた、ところが 鉱業権は設定してある。この通知状の文面云々

はさておいて、土地造成するためにそこから出てきたろう石を、これは鉱業権者に所有権があるわけですから、この土地の所有主はかつてにそれを動かすことができない、処分もできない、使うこともできない。そのため非常に迷惑をしているわけですから。そこで、このようにあるならば、この土地を買ったようにまだまだほかにあります。先ほど申し上げたようにまだまだほかにあります。もう一つ具体的な例を申し上げます。これはまた別の例です。出てきた鉱物を動かしてはならぬ、そうしていじめられている人——いじめるという事は適当かどうかは別といたしまして、そういうふうな善意の第三者を守るための措置というものは——何も土地所有権者のみに味方して言うわけじゃありませんが、善意の第三者に対しての保護措置というものがあつてしかるべきじゃないか。民事局としてはどのような措置が講じられるか、あるいはどのようなことが考えられるか、その点を民事局からお伺いしておきたいと思ひます。

○川島説明員 土地と鉱業権の問題につきましては非常に問題でございます。たしか以前鉱業法の改正の審議会が設けられたときにも、そういう御指摘のような問題がいろいろ議論されました。何か規定を置いたらどうかという話が出たように記憶しておりますが、非常にむずかしい議論を含んでおりますので、結局そういう規定が設けられなかったというふうな経緯もございまして、いま御指摘の鉱業法に對しましては、私当面考慮しております。これはなるべく利用しやすい、閲覧しやすい体制に持つていく、現在の程度一般の人に利用されておるかという事は承知いたしませんけれども、これをなるべく公示に親しむような形に運用するということが一つだろうと思ひます。

○山田(木)委員 もう一度言つて下さい。何が無効になるのですか。  
○川島説明員 土地の売買契約でございます。土地を買った契約が、その土地はこういうものとして使いたいというはつきりした目的がありまして買ったところが、その土地に鉱業権が設定されていたために、自分の考えていた用途に使えない、こういう場合にはその売買契約が錯誤によつて無効だ、こういう理論が一つ考えられるのではないかと、かように思ひます。

○山田(木)委員 それは民事局長、その理論は考へられるかも知れぬが、実態には即していません。そこでいまの御答弁の途中にありましたけれども、原簿を閲覧しやすい形に持つていきたい、これはどのような形に持つていきたいのか、各登記所に、その地域的なものはその登記所に原簿の写しを整備させることができるかどうか、いま通産省は関係市町村に、その区域に關係する鉱業権の原簿は通達します、先に聞いておきます。いつからやりますか。  
○磯西説明員 可及的すみやかにやります。  
○山田(木)委員 可及的といふことは何とでもとれる。二年でも可及的だし、一年でも可及的だし、半年でも可及的だし、一月でも可及的だ。どういふ程度の、どういふ程度の可及的ですか。  
○磯西説明員 各都道府県には従来から通知しておりますけれども、市町村のほうの問題につきましても、これから許可、登録した問題についてはすぐにでも実施し得る段階にありますので、早急にその旨を流したい、措置をとりたい、こういうふうな考へております。

○山田(木)委員 時間がいまいりましたので、また別の機会を得て質問を行ないたいと思ひます。以上で終わります。

○天野委員長 受田新吉君。  
○受田委員 法務省設置法の一部改正法案に直接つながらる問題として、各委員からお尋ねのあつた刑務所に關係する問題で一言お尋ねをいたしました。監獄法という法律は名称が適當でないといふことと、先国会以来、また私も長期にわたつてこの名称の変更を求めてきたのでございしますが、まだ依然としてこれが残つておる。そしてその中に拘留所、刑務所、こういうものが現に重要な地域に置かれてあるわけがございしますが、死刑の刑の確定をみた者を置く監獄はどこに置かれておるかお答え願ひたい。

○羽山説明員 まことにおそれ入りますが、死刑をどこに入れておるかという問題は、施設といいたしましては非常に警備上重大な問題でございまして、できればひとつ答弁をお許しいただきたいのでございします。

○受田委員 ここにあなたのほうから出された法律案参考資料に、「東京拘留所の現施設及び収容者収容状況」が書いてある。そしてその次に「東京拘留所の収容者収容状況」の中に昭和四十五年九月三十日現在で「内死刑確定者二七名」を収容してると書いてある。この辺はあなたのお話とは違つて、一部はここに明確に資料としていただいておる、その理由をはつきりしていただきたらいい。

○羽山説明員 まことに申しわけないのでございしますが、東京拘留所の問題を御審議いただきますのに、東京拘留所在監者の内訳を出さないのものがおぼろしくおぼろしくございします。私がいま申し上げておりますのは全国的な問題でございします。これはいづれ何らかの形で自然とわかると思ひますけれども、いまここでどこそこどこそこ何人というふうな問題はひとつごらんいただければ幸いかと思ひるのでございします。

○受田委員 これは別に隠す必要はないと思ひます。私も再審請求の結果、非常に残念な結論が出たような死刑囚を私はしばしば見舞つてやつて、その死刑囚がいよいよ天国に参りますという悲壮なたよりを私にくれたままに刑の執行を受けた青年も最近おるわけですから。そういう不幸にして生命を断たれることになつた人々のことを思つると、やはり死刑の確定者といへども、生命の存する限り人権をその立場で尊重してやらなければならぬ、こういう意味から、どこに死刑の確定者が収容されているかという事は、人数ははつきりしなくても——それは死刑の確定者はどこへ置くかわからぬという状態なら別です。しかし設備の問題などがあつて、死刑執行の設備がないところに置くわけにいかぬ。きよりの法案の審査に直接關係がある東京拘留所だけは確定者を取り上げた。ところがいままで毎度この審査の対象になつてきた大阪、広島というふうなものもこのたびは出ないが、この法案の審査のつど出てきた問題でございしますが、このたびのつど、いかに明確に死刑確定者を出していただいたのは、これは私非常に親切であると思つておるわけですから。拘留所、刑務所で、死刑執行の場所のあるのは拘留所だけですか。刑務所にもありますか。

○羽山説明員 刑務所にもございします。しかしその名前はごかんべんいただきましたと思ひます。  
○受田委員 そうしますと、どこの刑務所で死刑が執行されるかわからぬような形ですね。大体全国の刑務所と名のつく場所では死刑執行場所があるかと考へてよろしいかどうか。

○羽山説明員 全国的にはございしません。  
○受田委員 全国的にはない。そこで死刑の確定者といへども人間としては人権を尊重してあげるという立場が私は必要と思ひます。その意味に

ておりますのは全国的な問題でございします。これはいづれ何らかの形で自然とわかると思ひますけれども、いまここでどこそこどこそこ何人というふうな問題はひとつごらんいただければ幸いかと思ひるのでございします。

○受田委員 これは別に隠す必要はないと思ひます。私も再審請求の結果、非常に残念な結論が出たような死刑囚を私はしばしば見舞つてやつて、その死刑囚がいよいよ天国に参りますという悲壮なたよりを私にくれたままに刑の執行を受けた青年も最近おるわけですから。そういう不幸にして生命を断たれることになつた人々のことを思つると、やはり死刑の確定者といへども、生命の存する限り人権をその立場で尊重してやらなければならぬ、こういう意味から、どこに死刑の確定者が収容されているかという事は、人数ははつきりしなくても——それは死刑の確定者はどこへ置くかわからぬという状態なら別です。しかし設備の問題などがあつて、死刑執行の設備がないところに置くわけにいかぬ。きよりの法案の審査に直接關係がある東京拘留所だけは確定者を取り上げた。ところがいままで毎度この審査の対象になつてきた大阪、広島というふうなものもこのたびは出ないが、この法案の審査のつど出てきた問題でございしますが、このたびのつど、いかに明確に死刑確定者を出していただいたのは、これは私非常に親切であると思つておるわけですから。拘留所、刑務所で、死刑執行の場所のあるのは拘留所だけですか。刑務所にもありますか。

○羽山説明員 刑務所にもございします。しかしその名前はごかんべんいただきましたと思ひます。  
○受田委員 そうしますと、どこの刑務所で死刑が執行されるかわからぬような形ですね。大体全国の刑務所と名のつく場所では死刑執行場所があるかと考へてよろしいかどうか。

○羽山説明員 全国的にはございしません。  
○受田委員 全国的にはない。そこで死刑の確定者といへども人間としては人権を尊重してあげるという立場が私は必要と思ひます。その意味に

おいて、途中で精神的な安定も与えてあげるとかいろいろ努力をされていると思ひます。刑の執行者は、一般の受刑者が社会復帰の際に愛情をもって迎えられるようにするとか、こういう心づかいが私は大事だと思ひますが、法務大臣、あなたの前前任者でいらしたる田中法務大臣は、私が死刑の確定者について、死刑の執行に当たって残虐なる刑の執行を遠慮してほしい、絞首刑という刑の執行方法は首つりをして谷底へ落とすようなところで人を殺すわけだから、安楽に死ねるような方法を考へてはどうか。私自身は死刑廃止論者です。私は死刑というものは廃止すべきだという主張をしているが、現にある法律の場合として、やむを得ず現行の制度を前提とした場合として、絞首刑という刑は非常に残酷な執行方法だと思ひます。これは矯正局長に先にお聞きしたいのです。あなたが死刑執行を担当される局長さんですか。

○羽山説明員 刑務所、拘留所等の仕事の管理をいたしておりますので、死刑執行自体をやっておりますわけではございませんが、その仕事を法務省において担当いたしました。

○受田委員 羽山局長さんが業務上、死刑執行の執行官等の管理監督もされるわけですね。そうしますと、あなたに先にお聞きして、小林先生に結論を出していただきましょう。

日本の明治憲法以後、刑の執行方法は絞首刑一本でございますか、そのほかに方法がございませしたか、初めのころ。

○羽山説明員 明治憲法以後はたしか現行刑法のまままでございまして、絞首刑でまいたと思ひます。

○受田委員 三島先生の場合は別として、徳川時代の打ち首ということやら、火あぶりとか、いろいろ残虐な刑があったわけでございますが、絞首刑という刑の執行は一体どういふ形をとって殺すわけでございますか。ちよつと方法を技術的にひとつ教えていただきたい。

○羽山説明員 外国の例と日本の例といろいろございまして、首になわをかけた上に引き上げたり方と、それからたぐいとお話するように、下に床を落として落とすという二通りあると思ひます。日本ではその下へ落とすという方法をとっておるわけでありませした。

○受田委員 大臣、首へなわをかけて座板を下に落とす、つり下げるといふのです。これは死の間、自分になわをかけた下へぶら下げられるのだというのを予想しながら死刑囚は階段を上がる。これは階段を上がるようになっておるのですか。

○羽山説明員 階段を上がるようになっておるところもございませし、そうでないところもございませした。

○受田委員 いずれにしてもそれで首をつられてぶら下がるわけですね。これはあまりにも原始的で残酷です。電気によって、電気スイッチをひねることによって安楽死といふかぬでしょうか。

○羽山説明員 田中さんが研究したい、死刑執行方法については、自分としても残酷刑から漸次安楽死へ導かれる方法を研究してみたいと言われたことがあつたわけなんです。この委員会でも言われたのですが、そういう死刑執行方法について、残酷方式から漸次そういう方法を研究しておられるのかどうか、矯正局長。

○羽山説明員 実は私も前の田中大臣のお供をいたしまして、ここで大臣がガスを使用したらどうかと思つたという御答弁になつたことを記憶いたしております。死刑の存廃の問題はたゞいま法制審議会がやっております刑法改正の最も大きな問題の一つでございまして、ここ数年來論議を重ねておりますが、いづれの方法につきましても相当立ち入つた研究等が行なわれておるのでございます。その意見を総合いたしますと、ガスなどが場合によりましてかえつて残酷だと申しますのは、やりそこなつた場合にかえつて非常な苦痛を与える。それに比べましてわが国の絞首の方法は決して残酷というものは当たらないといふよ

うな結論になつたようでございます。

○受田委員 電気ショックを与えるという方法はどうか、ガスは別として。

○羽山説明員 電気につきましてもかえつてやりそこなうことがあるのでございまして、電気が必ずしも最も適当だといふ意見に一致しなかつたようでございます。

○受田委員 首を締めてつれば、これは確実にとどめが刺せるわけなんです。けれども、ぶら下がつていくといふのは、私から見ると残酷です。せめて安楽いすのようになつてつりつてそれに強烈な電氣を通じて、それで失敗するといふことはあります。どうも私はわからぬのですが、電気ショックといふものはそんなに残酷ですか。——

○受田委員 いろいろな研究しておられる。非常に残酷だといふお話もあつたが、私自身は死刑執行の方法を形の上でもつと残酷でない形をとられる方法を真剣に研究してもらいたい。田中さんはここでそれを何とかしてやりたいといふ言明があつた。その結論を聞きたくつたのですが、いま承れば、審議会は殺し方まで研究するのですか、そういうことになつておるのですか。そういうことを研究しておられるようですね。私も、人間の生命の最後まで人間らしい措置をとるべきであるといふことを提案したわけなんです。

小林先生はお考えの上では死刑といふものは廃止したほうがいいとお考えではないかと思つたのでございませした。その御答弁は、死刑は厳格すべきだといふ大臣のお気持ちか、死刑は廃止する方向へ持つていかつたほうがいいとお考えか。ちよつと私は大臣の信念を伺つておきたいと思ひます。個人の見解でけつこうです。

○小林國務大臣 私は、將來遠い先は別として、これを廃止するといふことは私の考へるところでは時期が少し早い。しかしそれに当たる罪についてはできるだけ厳選したい、こういうふうな考え方を持つております。

○受田委員 そうすると、死刑該当者はできるだけ少なくしたいといふ方法を過渡的にとりたいといふお考えですね。最終的には死刑といふものはやはり存置しなければならぬといふ御意見と了解してよろしうございませした。

○小林國務大臣 時期尚早といふことはそういうふうにおとりになることもあろう。將來のことは別として、いまの状態ではまだ早い、こういうことを考へております。

○受田委員 私、法務省が非常に苦心して刑務所の扱いなどにも努力しておられることはよくわかるのですが、さつきからのお尋ねの中に出たように、刑務所の設備等で逃亡などができないような措置をするとか、管理監督を厳重にして執行中は日常生活をまじめに執行に服し、まじめに執行に服した者は、今度は途中で仮出獄その他保釈等の諸方法をとつて、できるだけ社会復帰に貢献できるように形をとるといふような、あらゆる努力をされることを私願つてやまないわけなんです。この点、従来法務省において刑務所の脱獄者が相次いで出ておることに対する態度などについても、ちよつと私なまぬるい点があるように思ひます。また刑務所の内部の勤務状況が、お年寄りが多いといふせいもあるかと思ひますが、どこか抜けておるところがある。こういうようなところは国民生活の上非常に重大な問題でありますので、きつとやつてもらいたいと思ひます。御注意をしておくと同時に、そこで、刑の執行を受けている人たちが社会復帰をするのに最善の努力をするのを一方でやつておいてもらわなければならぬのです。

受刑者といふものが社会に出て後人から指をさされるような形でないように、刑の執行が終わつたらりつぱな社会人として再起していただかなければならぬわけでございますので、この点を十分留意していただきたいことを御注文申しておきます。

法に つながる直接の問題をそれでおきまして、次に入国管理に關する問題に触れてみたいと思ひます。

現在、法務省は非常に愛情のこもつた心づかいとして、一応その数においてはきわめて限定され

ておりますけれども、国交の回復してない北鮮に、日本における朝鮮民主主義人民共和国の皆さんの中で、墓参に帰りたい、親が病気でお見舞いに帰りたいという人に対して、ごく少数の帰国を認めておるようですが、それも年が明けて認められるようでございますが、いまそういう人道的意味の墓参あるいは親見舞いの意味の帰国希望者がどれだけ出ておるか、それに対して政府はこれまでだけ帰す配慮をしようとしておるか、その数字をお示し願いたいのでございます。しかもそれが従来年が明けてから、正月を過ぎて御許可になっておるようでございますが、お正月の間に帰してあげるといふ意味で、年内に帰国手続をしてあげるといふことも、これまた同じ許可をされる以上は、正月を向こうで迎えさせるといふ愛情を示していただくと、私は行政府としては嬉しいな手だてだと思っております。この点を吉田局長さんからでもお聞きでございますか。

○吉田(健)政府委員 北鮮と日本との関係が現在非常に不幸な状態にありますために、一般的には御要望に沿えないのでございますが、人道上のケースといふことで昨年六名、われわれはことしも前向きにこれを早急に検討したいといふことで努力中でございます。

○受田委員 いま申請の数はどのくらい出ておるのですか。

○吉田(健)政府委員 実はこの申請手続というのが非常に複雑になっておりますので、どこまで申請の数が抑えるかはちょっと問題なところでございますが、現在私のほうにいろいろな組織、個人で申請の出ているのは、非常に熱心な方は約百名でございます。

○受田委員 そしてもう一つ、御許可になるとすれば、いま私が最後に申し上げた年内に帰してあげるといふことが、お正月を向こうで迎える意味で愛情行政としては非常に適切だと私は思うのでございますが、その点としてはできるだけ早くその前向きな御検討を、そういう意味を含めておやりいただくのかどうかをお答え願いたいのです。

○吉田(健)政府委員 できるだけ早くやりたいという意味で前向きにと申し上げたわけでございますが、ただ本件には国際問題その他のいろいろな微妙な影響もございまして、こつちが一週間なら一週間とかあなたかというふうにはうまくいかない面もあることを御了解いただきたいと思います。

○受田委員 私、これは、人道問題と一般の政治外交とは別途に考えていくという大事な問題の一つだと思っておりますが、もう一つ、これに関連する問題でいつもこの委員会でも問題になっておる在日朝鮮人の皆さんの帰国問題、すでにあの待機しておいた人々の帰国協定も切れたままで、帰国事業というものが中断をされて三年にもなるわけでございます。私も長くこれに関与しておりましたけれども、積然とせぬのでございまして、お待ちしております。私も長くこれに関与しておりましたけれども、積然とせぬのでございまして、お待ちしております。

この寒空に正月をそれぞれ迎えなければならぬといふ皆さんのその切実な要求を何とかかなえてあげたいことは、国家とか政治問題といふものは別個に、高度の人道行政として大事なことでございまして、赤十字同士の話し合いといふことで従来話が進められておったのですが、この話し合いを再開するような用意があるかどうか。これは当然法務大臣も関与されている大事な問題でございますだけに、法務大臣もきつと真剣に取組んでおられると思っております。帰国問題について、何らか赤十字を通じての話し合いに積極的に協力するといふ御用意があるのかないのか、この点も明確に御答弁願っておきたい。

○小林国務大臣 私ども従来、御承知のように日赤にそのことにあたっていただいております。こういふことであります。最近、何か日赤の方がモスクワに行かれる、出国問題ですか、そういうふうな要望がいま出ておりますから、私ども、非公式にそういう折衝を始めるということでも、非公式に出ているんだ、かように考えます。したがって、私の見通しではある程度非常に有望と申しま

すか、見通しがよろしいような結果に進むんではないかというふうな考えをしておりますし、政府もそれに対して協力をいたしたい、こういうふうな思っております。

○受田委員 法務大臣としても政府の責任者として協力したい、出国について配慮して、こういふ解釈をしてよろしくございませうか。

○小林国務大臣 さようでございませう。

○受田委員 これは一般的な政治問題ではないわけですが、高度の人道問題だといふ解釈に立つてこの話し合いを積極的に応援してあげてもらいたい。私からも特に要請をしておきます。

おしまいに一つ、これはちょっと数字をお示しになるのにお困りかと思っておりますが、出向とは逆に今度のはわが国に密入国してきておるのどのくらいあるのか。密入国者の最近における傾向は、私いろいろの新聞報道で幾つかの事例をいまでも用意しておりますが、その用意している事例を示さなくとも、法務省で、密入国者が上陸する地点はどの辺であるか、過去においてある地点を拠点にしてどのくらいの数が密入国しているか。その密入国者の国籍はどういうかっこうになっているか。できれば密入国の目的は何であるか。たとえば密輸入をする目的とかあるいはスパイをやるとか、あるいは親兄弟にほんとうに会いたい気持ちで来ておるといふふうなある程度の比率がわかれば不幸だと思います。一番最後に申し上げたものについてはあまり無理なことは申し上げませんが、最初の辺をおわかりいただけるところでございませう。

○吉田(健)政府委員 わが国に対する密入国に關しましては、これを防止するため私たちは鋭意努力しておりますが、つかまらぬいわけのほんとうの密入国の数は当然わからないわけでございます。検査いたしました不法入国者の数をもとにしてお答え申し上げますと、昭和二十四年には六千二百二十七名の密入国者で、朝鮮籍が六千十名、中国人が百十七名、その他はございません。その

後昭和三十年から昭和四十年ぐらまでは、毎年ずつと千五、六百名から二千名の密入国者を検査いたしております。九〇%以上が朝鮮人でございます。昭和四十一年から以降約半減しております。そのうち朝鮮人が六百七十一名、中国人が二名、その他十二名という数字になっております。

これらの人の入ってくるのは、従来は西日本の山陰地方、それから北日本のほうに移りまして、最近の傾向を見ますと日本全国的に、特に東日本のほうに、かえって都会地帯のほうに船にまぎれ込んで入ってくるという傾向が非常に顕著になっております。また同時に、集団密入国あるいは従来小型船で入ってきたものが大型船の中に入らされておるとか、いろいろな手口を先方も研究をしておるようでございます。

従来検査いたしました密入国の動機は、おっしゃいましたように北鮮のほうから来るスパイ、その他中国系のもの、しかし大部分のものは出かせぎ、生活苦あるいは親族、親兄弟に会いたい、あるいは旅行を目的として実は密入国に入った。あるいは旅行を目的として実は密入国に入った。取寄所まで送還する人たち二十名につきまして、その不法入国をした動機を調べましたところ、出かせぎが十名、在日親族と同居したいという目的が六名、生活苦が二名、旅行が二名という数字が一応出ております。大体この数字が現在の密入国者の姿をあらわしているのではないかと考えております。

○受田委員 私、局長のいまの御答弁で考えさせられる問題があるのですが、漸次密入国は減ってきた。しかし、それが東日本のほうへ漸次移行しておる、大型の船に乗ってくるというふうな新タイプの傾向があらわれてくるというお話でございます。これは何を意味するか。おおむねまた政治的なにおいが多いことではないのです。

しかし、その扱いについては私はちょっといまお話を承って注文があるわけですが、たとえば日本におる肉親と共同の生活をしたというやむにやま

れぬ親子の、人間の自然の情に基づいた密入国というよりなもの、もう日本にやむを得ず来たというよりなものに対しては、あまりに法一本で遮断するのは、人間の判断を背後に必ず

考えて、局長はその点人道主義者でいらつしやるだけに、私は大臣と十分御相談してそついで英断をふるっていただく道を考えておられると思うのでございますが、私自身は、かつて日本人として

大東亜戦争に協力して日本におつた韓国人あるいは朝鮮人、北鮮の皆さん、こつういふものが日本にそのまま住みたいといへば、日本人であるのですから、当然日本人としてそのまま住ますべきだ

それを、日本人になつた韓国人や北鮮人さえも強制的に外国人というふうな扱いをなせやうとしたかという戦後の扱いに非常に大きな問題があると思ふのです。これはどうお考えですか。この問題は根本的に大きな問題がある。

○吉田(健)政府委員 先生のおっしゃいます人道的に取り扱わなければならないということは、私たちが常日ごろ心がけて鋭意努力しております。また、先ほどほかの委員から御質問のありました特別在留許可などに際しましては、そつういふ特殊な事情にある人などに対しては非常に寛大に見るよう努力しております。ただ、日本人と外国人といふものが、法律的には非常にむづかしい関係にありますので、すべての方をいま御指摘のよ

うな日本人と同様に、いま直ちに日本のほうに受け入れるように、ということまでは一足飛びにはいきにくいといふふうに考へる次第でございます。

○受田委員 おしまいですが、最後のことで、つまり日本の戦後の扱いが、無理やりに日本人である韓国人、長く日本に住居したい、日本人としていつまでもおられたかつたものを向こつへ追い返したということについての反省はないかという問題はどうか。ちつとも反省はないですか。その問題が一つある。

○吉田(健)政府委員 私は先生と個人的には考へを同じやうするものでございます。ただ、現実には、日本は敗戦国となつた結果、いろいろな複雑な様相を呈したということも御理解いただけるかと思ひます。

○受田委員 それでは大体わかりました。その意味で質問を終わります。

○天野委員長 本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○天野委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採扱いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案について採扱いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次回は、明九日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十七分散会